

## 2.3. 橿原市新本庁舎建設基本計画に係る庁内調査

### 2.3.1. 庁内調査の結果

新本庁舎に集約される全 33 課にヒアリングを実施し、現状の整理を行いました。

#### (1) 各課の関連性

業務において特に関連の深い部署同士は、可能な限りまとめた配置計画とすることを想定し、各課の関連表を作成しました。■は関連が深いという回答があった部署です（各課の回答は横方向に記入）。

表 2-5：各課関連表

回答した各課	総務部			総合政策部				生活安全部			魅力創造部			市民活動部		健康部				環境づくり部				まちづくり部			教育委員会			選挙管理委員会事務局		監査委員会事務局		農業委員会事務局		議会事務局	関連があると回答した件数
	総務課	資産経営課	秘書課	人事課	企画政策課	広報広聴課	情報政策課	地域創造課	八木駅周辺整備課	危機管理課	生活交通課	契約検査課	観光政策課	産業振興課	スポーツ推進課	世界遺産・文化資産活用課	市民協働課	人権政策課	健康増進課	環境衛生課	建設管理課	道路河川課	住宅政策課	緑地景観課	建築指導課	教育総務課	学校教育課	人権教育課	社会教育課	選挙管理委員会事務局	監査課	農業委員会事務局	議事課				
総務課	■																																			4	
資産経営課		■																																		2	
秘書課			■																																	2	
人事課				■																																2	
企画政策課					■																															4	
広報広聴課						■																														4	
情報政策課							■																													0	
地域創造課								■																												3	
八木駅周辺整備課									■																											1	
危機管理課										■																										0	
生活交通課											■																									4	
契約検査課												■																								0	
観光政策課													■																							2	
産業振興課														■																						2	
スポーツ推進課															■																					5	
世界遺産・文化資産活用課																■																				1	
市民協働課																	■																			0	
人権政策課																		■																		1	
健康増進課																			■																	0	
環境衛生課																				■																5	
建設管理課																					■															3	
道路河川課																						■														2	
住宅政策課																							■													1	
緑地景観課																								■												1	
建築指導課																										■										4	
教育総務課																											■									8	
学校教育課																													■							1	
人権教育課																																				2	
社会教育課																																					3
選挙管理委員会事務局																																				0	
監査委員会事務局																																					0
農業委員会事務局																																					2
議会事務局																																					2
関連があると回答された件数	2	2	6	3	3	2	0	4	0	1	0	1	5	4	0	1	0	2	0	0	5	3	1	4	8	5	2	3	1	0	0	1	2				

件数多 ■■■■■ 件数少 ■■■■■ 〇 同部署内

#### ■ 所見

- ・ 所属する部局内の課を回答する課が比較的多く見られた一方、該当課なしの課も 7 課ありました。
- ・ 関連があると回答された件数が最も多かったのは建築指導課 8 件、用件は建物の建設や解体、法令に関することが挙げられました。次いで秘書課 6 件、用件は情報公開や事務連絡、市長・副市長の業務調整などが挙げられました。
- ・ 関連があると回答した件数が最も多かったのは教育総務課 8 件、次いでスポーツ推進課、環境衛生課 5 件です。

## (2) 部局別の来訪者の属性と対応場所

部局別の月当たり来訪者の属性と、対応場所を以下の図及び表に示します。

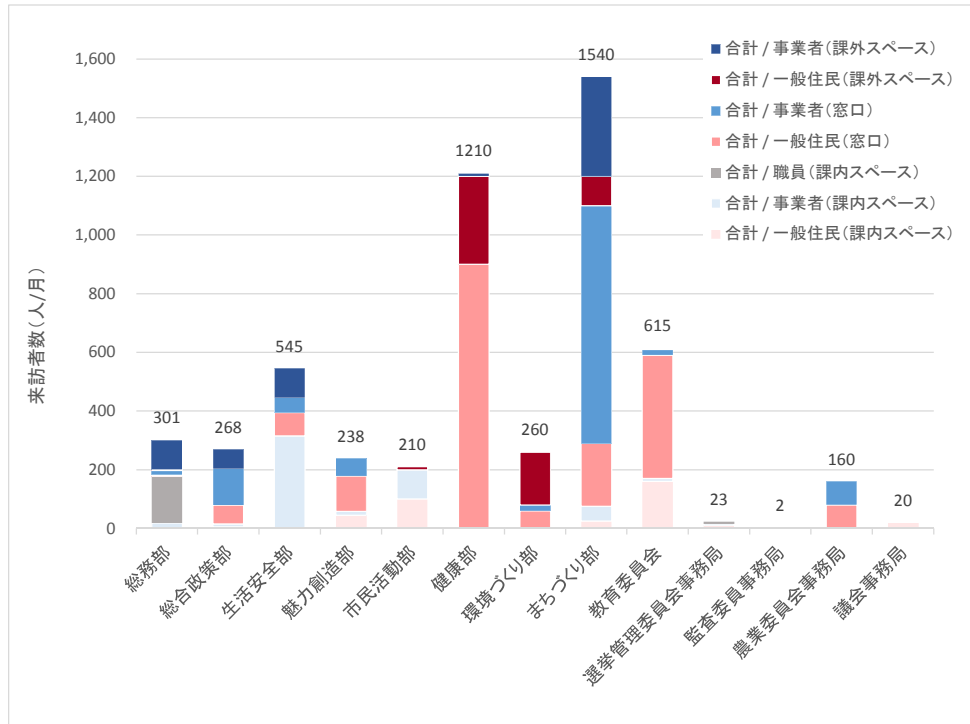


図 2-1: 部局別月当たり来訪者の属性と対応場所 (人)

表 2-6: 部局別、目的別月当たり来訪者の属性と対応場所 (人)

部局名	一般住民			事業者			職員	合計
	課内 スペース	課外 スペース	窓口	課内 スペース	課外 スペース	窓口	課内 スペース	
総務部	2	3	5	16	100	15	160	301
総合政策部	5	0	64	10	65	124	0	268
生活安全部	0	0	80	315	100	50	0	545
魅力創造部	45	0	120	13	0	60	0	238
市民活動部	100	10	0	100	0	0	0	210
健康部	0	300	900	0	10	0	0	1210
環境づくり部	0	180	60	0	0	20	0	260
まちづくり部	25	100	215	50	340	810	0	1540
教育委員会	160	5	420	10	0	20	0	615
選挙管理委員会事務局	10	0	0	5	0	0	8	23
監査委員事務局	0	0	0	0	2	0	0	2
農業委員会事務局	0	0	80	0	0	80	0	160
議会事務局	20	0	0	0	0	0	0	20
総計	367	598	1944	519	617	1179	168	5392

### ■ 所見

- ・ 月当たりの来訪者数の合計は5千人を超えています。開庁日数を20日間とすると、平均して1日200人以上の来訪者が想定されます。
- ・ 来訪者が最も多いのは、まちづくり部1,540人で、次いで健康部の1,210人となりました。
- ・ 事業者の来訪が最も多いのはまちづくり部、一般住民の来訪が最も多いのは健康部となりました。

### (3) 課ごとの来訪者の属性と対応場所

課ごとの月当たり来訪者の属性と、対応場所を以下の図及び次頁の表に示します。

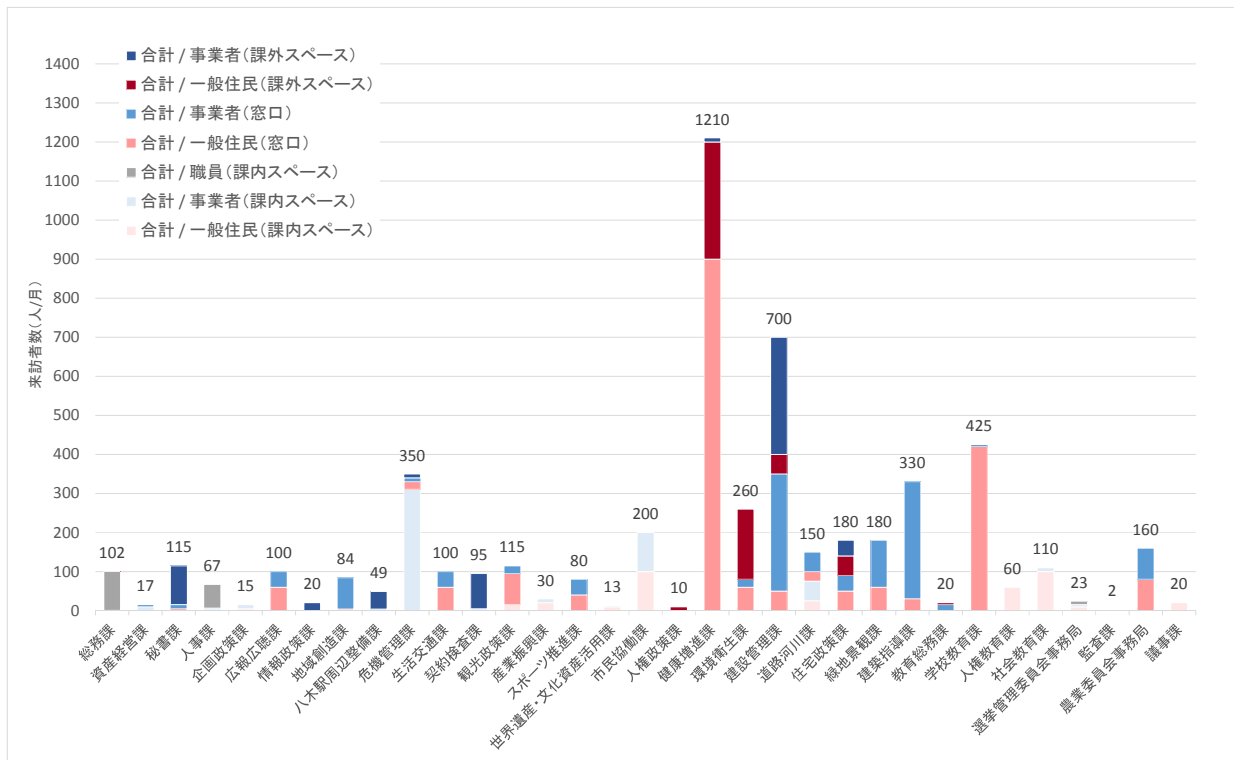


図 2-2：課ごとの月当たり来訪者の属性と対応場所（人）

#### ■ 所見

- 来訪者数のトップ5は下記のとおりです。

#### 来訪者数トップ5

- 健康増進課・・・一般住民の保健事業対応が多い
- 建設管理課・・・事業者や一般住民の窓口対応が多い
- 学校教育課・・・一般住民の窓口対応が多い
- 危機管理課・・・事業者の課内スペース対応が多い
- 建築指導課・・・事業者や一般住民の窓口対応が多い

- 来訪者が最も多い健康増進課では、窓口で対応している一般住民の人数は、900人程度、課外スペースを合算すると1,200人超となりました。
- 建設管理課は事業者の来訪者数が最も多く、窓口、課外スペースを合わせ600人超となりました。一方で課内スペースでの対応はほぼありません。
- 事業者の課内スペースにおける対応が最も多い課は、危機管理課で300人超となりました。

表 2-7：課ごと、目的別月当たり来訪者の属性と対応場所（人）

課名	一般住民			事業者			職員	合計
	課内 スペース	課外 スペース	窓口	課内 スペース	課外 スペース	窓口	課内 スペース	
総務課	0	1	0	1	0	0	100	102
資産経営課	0	2	0	10	0	5	0	17
秘書課	0	0	5	0	100	10	0	115
人事課	2	0	0	5	0	0	60	67
企画政策課	5	0	0	10	0	0	0	15
広報広聴課	0	0	60	0	0	40	0	100
情報政策課	0	0	0	0	20	0	0	20
地域創造課	0	0	4	0	0	80	0	84
八木駅周辺整備課	0	0	0	0	45	4	0	49
危機管理課	0	0	20	310	10	10	0	350
生活交通課	0	0	60	0	0	40	0	100
契約検査課	0	0	0	5	90	0	0	95
観光政策課	15	0	80	0	0	20	0	115
産業振興課	20	0	0	10	0	0	0	30
スポーツ推進課	0	0	40	0	0	40	0	80
世界遺産・文化資産活用課	10	0	0	3	0	0	0	13
市民協働課	100	0	0	100	0	0	0	200
人権政策課	0	10	0	0	0	0	0	10
健康増進課	0	300	900	0	10	0	0	1,210
環境衛生課	0	180	60	0	0	20	0	260
建設管理課	0	50	50	0	300	300	0	700
道路河川課	25	0	25	50	0	50	0	150
住宅政策課	0	50	50	0	40	40	0	180
緑地景観課	0	0	60	0	0	120	0	180
建築指導課	0	0	30	0	0	300	0	330
教育総務課	0	5	0	0	0	15	0	20
学校教育課	0	0	420	0	0	5	0	425
人権教育課	60	0	0	0	0	0	0	60
社会教育課	100	0	0	10	0	0	0	110
選挙管理委員会事務局	10	0	0	5	0	0	8	23
監査課	0	0	0	0	2	0	0	2
農業委員会事務局	0	0	80	0	0	80	0	160
議事課	20	0	0	0	0	0	0	20
総計	367	598	1,944	519	617	1,179	168	5,392

#### (4) 会議スペースの使用状況

会議の開催頻度と出席者数の関係を以下の図に示します。

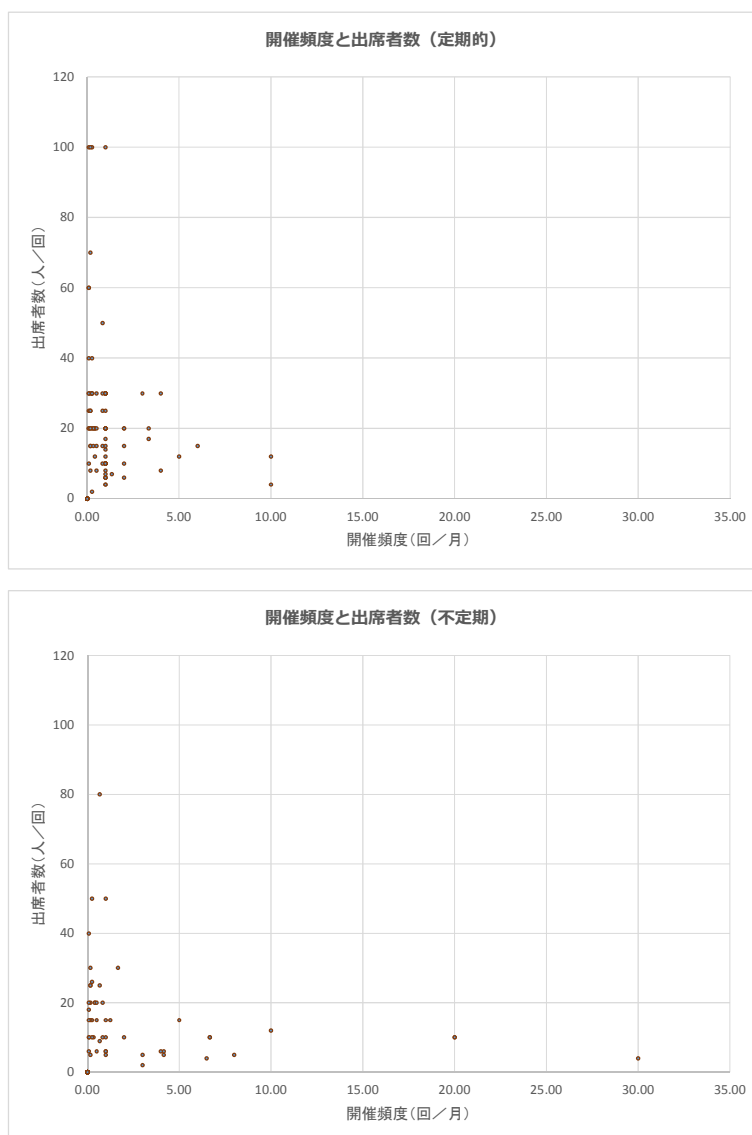


図 2-3 : 会議の開催頻度と出席者数の関係

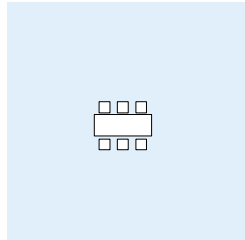
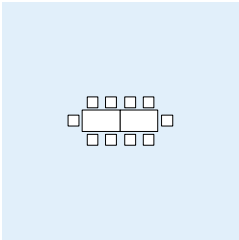
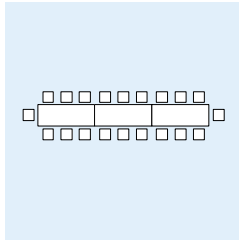
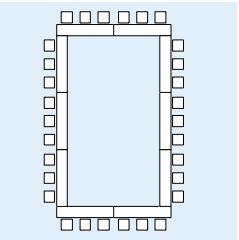
#### ■ 所見

- ・ 会議の開催が定期的か不定期かによる大きな差は見られませんでした。
- ・ 小規模な会議ほど、開催頻度が多い傾向にあります。40 人を超える会議は、月当たり 1 回以下の開催回数となっています。
- ・ 出席者は 2~30 人の会議が多い傾向にあります。中でも 20 人以下の会議が最も多く開催されており、複数の会議スペースを計画する必要があると考えられます。

### (5) 会議スペースの規模

1日当たりの会議の規模別開催数を図2-4に示します。(図2-3より30人以下の会議が多い傾向にあることから、30人以下の会議については一般的に想定される座席レイアウトを4区分に分けて集計しました。)

表2-8：会議等の一般的な座席レイアウト想定イメージ

～6人程度	7～10人程度	11～20人程度	21人～30人程度
			

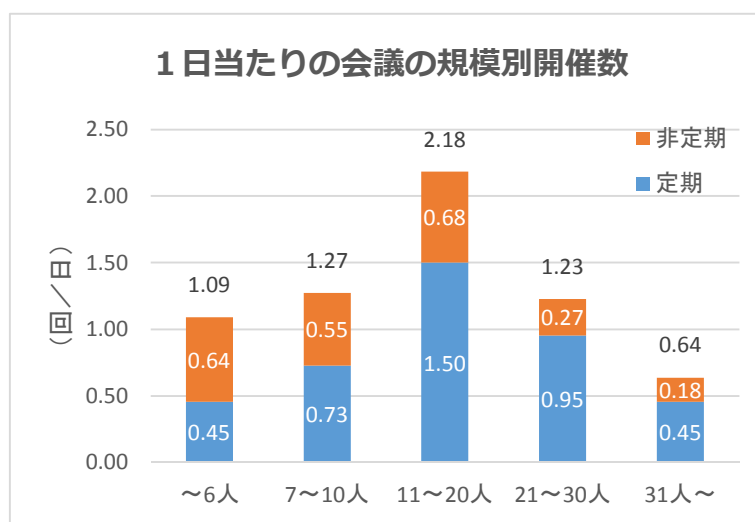


図2-4：1日当たりの会議の規模別開催数

#### ■ 所見

- ・最も開催数が多いのは「11～20人」で1日当たり2回を超えています。また、「31人～」では1日当たり1回未満、その他は1日当たり1回程度です。
- ・全体的には定期的な会議が多い傾向にあり、「～6人」のみ定期的な会議よりも不定期的な会議が多くなります。

## (6) 現在の文書保管棚の量

課ごとに現年度・前年度・常用のファイリングを収納した文書保管棚(幅 90cm×奥行 45cm×高さ 120cm)の台数を集計した結果は以下の通りです。

結果は 合計 252 台(執務室内 204 台、専用倉庫内 48 台) です。

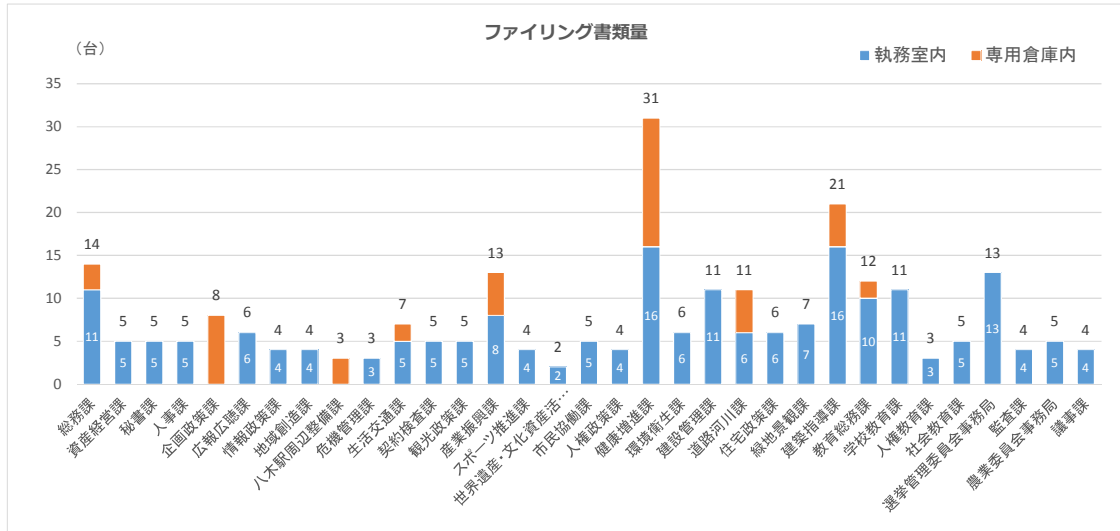


図 2-5 : 課ごとのファイリング書類量

- 課ごとに平均約 7 台、それぞれ 2～31 台のファイリング書類を執務室内に保管しています。

## (7) ファイリング書類以外(参考図書、資料、各種台帳など)(執務室内)

課ごとの回答容量を合算し、体積として整理しました。合計 254 m<sup>3</sup>です。

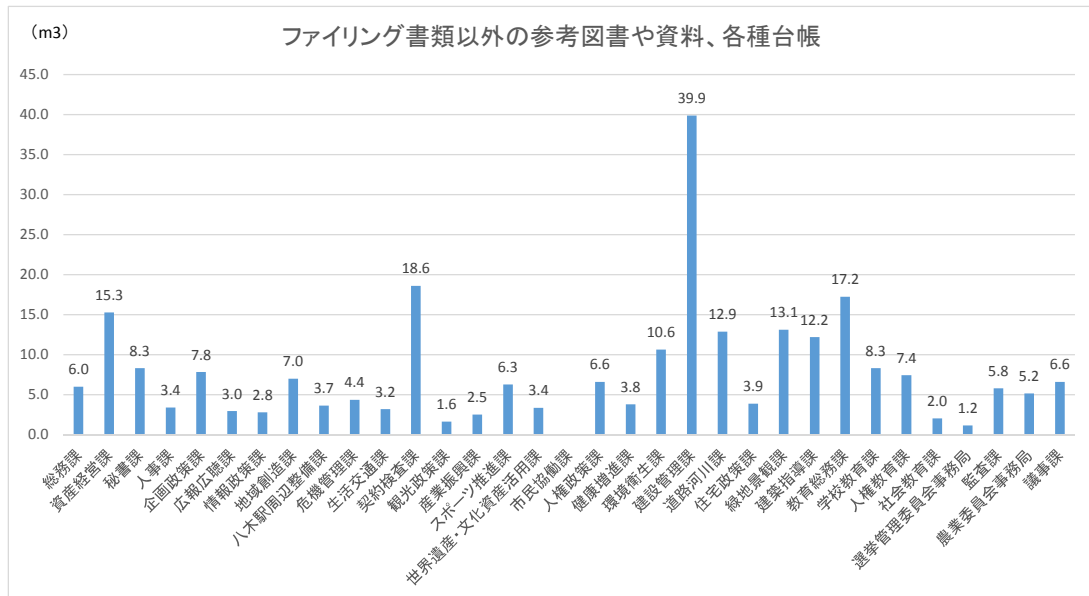


図 2-6 : ファイリング書類以外の保有量

- 該当無しの課が 1 課ありました。
- その他の課では平均約 7.9 m<sup>3</sup>、それぞれ 1.2～39.9 m<sup>3</sup>を執務室内に保管しています。

## (8) その他の物品(執務室内)

課ごとの回答容量を合算し、体積として整理しました。合計 222.7 m<sup>3</sup>です。

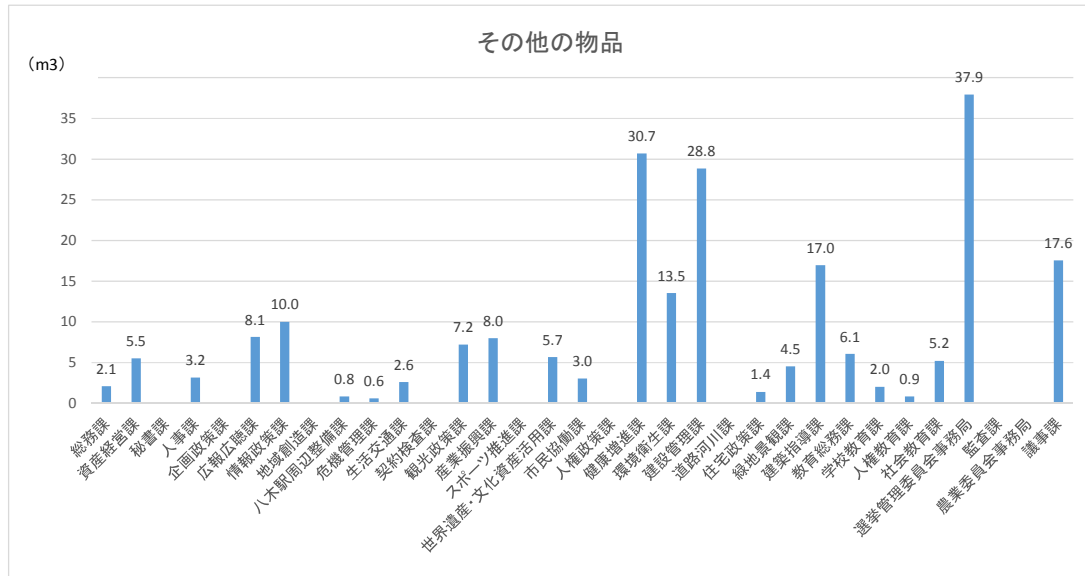


図 2-7：その他の物品

- ・ 該当なしの課が 9 課ありました。
- ・ その他の課では平均約 8.8 m<sup>3</sup>、それぞれ 0.6～37.9 m<sup>3</sup>を執務室内に保管しています。

## (9) 課ごとに必要とする保管庫(執務室外)

課ごとの回答面積を合計し、整理しました。合計 459.3 m<sup>2</sup>です。

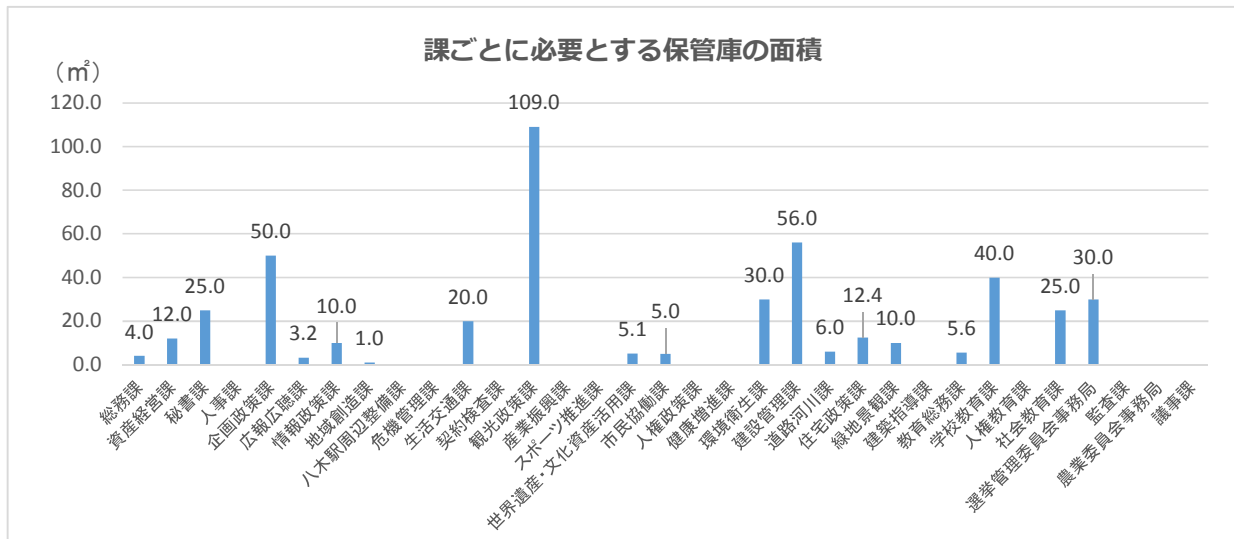


図 2-8：課ごとに必要とする保管庫の面積

- ・ 該当なしの課が 13 課ありました。
- ・ その他の課は平均約 21 m<sup>2</sup>、それぞれ 1～109 m<sup>2</sup>の保管庫を使用しています。
- ・ 収納されている物品は屋外イベント・現場作業用の道具が多く、その他に輸転機やコピー用紙、要覧や副読本などの回答がありました。
- ・ 最も多いのは観光政策課で 109 m<sup>2</sup>です。なお、観光政策課はこの他に中央公民館下倉庫、香久山倉庫の計 120 m<sup>2</sup>も使用しています。



表 2-9 : 課ごとの文書保管棚・倉庫面積等

保管物品の種別	ファイリング (現年度・前年度)		ファイリング書類以外の参 考図書や資料、各種台帳		その他の物品		課ごとに必要 とする保管庫
	課名	執務室内	執務室外	体積 (m3)	保管面積 (m2)	体積 (m3)	
総務課	9	3	6.0	7.5	2.1	9.1	4.0
資産経営課	5	0	15.3	3.1	5.5	30.6	12.0
秘書課	5	0	8.3	3.1	0.0	0.0	25.0
人事課	5	0	3.4	3.1	3.2	16.6	0.0
企画政策課	0	8	7.8	5.0	0.0	0.0	50.0
広報広聴課	6	0	3.0	3.8	8.1	50.9	3.2
情報政策課	4	0	2.8	2.5	10.0	52.6	10.0
地域創造課	4	0	7.0	2.5	0.0	0.0	1.0
八木駅周辺整備課	0	3	3.7	1.9	0.8	4.4	0.0
危機管理課	3	0	4.4	1.9	0.6	3.6	0.0
生活交通課	5	2	3.2	4.4	2.6	14.4	20.0
契約検査課	5	0	18.6	3.1	0.0	0.0	0.0
観光政策課	5	0	1.6	3.1	7.2	28.2	109.0
産業振興課	8	5	2.5	8.1	8.0	12.5	0.0
スポーツ推進課	4	0	6.3	2.5	0.0	0.0	0.0
世界遺産・文化資産活用課	2	0	3.4	1.3	5.7	19.2	5.1
市民協働課	5	0		3.1	3.0	16.2	5.0
人権政策課	4	0	6.6	2.5	0.0	0.0	0.0
健康増進課	16	15	3.8	19.4	30.7	133.1	0.0
環境衛生課	6	0	10.6	3.8	13.5	26.8	30.0
建設管理課	11	0	39.9	6.9	28.8	122.1	56.0
道路河川課	6	5	12.9	6.9	0.0	0.0	6.0
住宅政策課	6	0	3.9	3.8	1.4	6.6	12.4
緑地景観課	7	0	13.1	4.4	4.5	24.5	10.0
建築指導課	16	5	12.2	13.1	17.0	71.8	0.0
教育総務課	10	2	17.2	7.5	6.1	37.3	5.6
学校教育課	11	0	8.3	6.9	2.0	7.5	40.0
人権教育課	3	0	7.4	1.9	0.9	4.8	0.0
社会教育課	5	0	2.0	3.1	5.2	37.0	25.0
選挙管理委員会事務局	13	0	1.2	8.1	37.9	40.8	30.0
監査課	4	0	5.8	2.5	0.0	0.0	0.0
農業委員会事務局	5	0	5.2	3.1	0.0	0.0	0.0
議事課	4	0	6.6	2.5	17.6	93.0	0.0
合計	202	48	254.0	156.3	222.7	863.4	459.3

■ 所見

- ・ 課ごと収納スペースをまとめた結果、その他の物品が最も必要な保管面積が多いことが分かりました。

## (10) 昼食・休憩時間のリフレッシュ場所

表 2-10：職員の休憩時間各室利用状況

	昼食	休憩時間
個人デスク	36	34
会議室等	0	1
外食・庁舎外	1	2
その他	0	1※

※喫煙スペース

### ■ 所見

- ・ ほとんどの課が昼食、休憩時間とも「個人デスク」と回答しています。
- ・ 自由記述には、就業環境の改善に向けて休憩所等の設置要望がありました。

### 2.3.2. 庁内調査結果のまとめ

- ・ 各課の関連性からは、執務スペースにおける各部局の配置では、業務効率化の観点から、他部局との関係が深い課は、それぞれの部局からアクセスしやすい配置関係とすることが望まれます。
- ・ 各課の来訪者数や属性からは、各課が必要とするスペースを確保しつつ、来訪者の属性、人数を踏まえセキュリティやプライバシーに配慮した計画が望まれます。
- ・ 各課の会議数や必要なスペースからは、会議の規模によって、開催頻度や定期・不定期の割合に差があるため、効率的な会議スペースの運用に向けて、会議室の規模と室数についてバランスの取れた設定を検討する必要があります。
- ・ 各課の保有する書類の量や種類からは、必要な収納スペースが課によって大きく異なることがわかりました。そのため、各課で必要な収納スペースを十分確保しつつも、効率的な配置、容量の収納スペースを計画する必要があります。

## 2.4. 檀原市新本庁舎建設基本計画(案)パブリックコメント

### 2.4.1. 実施概要

#### (1) 意見募集の内容

## 檀原市新本庁舎建設基本計画(案)

# パブリックコメント

## を募集します！

意見  
募集

昭和 36 年に建設された檀原市の本庁舎は、老朽化や耐震性能の不足、庁舎の分散による利便性の低下等の課題を抱えており、建て替えの必要性が高まっています。

特に耐震性能については、耐震診断の結果「中規模地震以上の地震発生時には倒壊し、または崩壊する可能性がある。」とされており、喫緊の問題となっています。

昨今では、北海道胆振東部地震や熊本地震、東日本大震災など、各地で大地震が起これり、市民の安心と安全を脅かしています。中でも、熊本地震においては、災害対応活動拠点となるべき市庁舎が被災し、災害対応活動に支障をきたしたことは記憶に新しいことと思います。

そのような背景のなか、檀原市では災害対応活動拠点となる新本庁舎の建設事業を進めており、現在、基本計画の策定に向けて取り組んでいます。

市民の皆さまのご意見をできるだけ計画に反映し、長く親しまれる庁舎を建設するため、新本庁舎建設基本計画(案)について「パブリックコメント」を募集します。

— 公表する資料 —

### 「檀原市新本庁舎建設基本計画(案)」、「モデルプラン<sup>\*</sup>」

※モデルプランは参考資料であり、意見募集の対象となりません

#### 意見を提出できる方

- ・市内に在住、在勤、在学する方
- ・市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・市税の納税義務者
- ・檀原市新本庁舎建設基本計画の記載内容に関して利害関係を有する個人及び法人その他の団体

#### 意見の募集期間

平成 30 年 11 月 26 日(月)～12 月 25 日(火)

#### 資料の閲覧場所

- ・本庁舎本館 1 階ロビー行政資料閲覧コーナー
- ・分庁舎 1 階ロビー ・かしはら万葉ホール 1 階ロビー
- ・かしはらナビプラザ 1 階受付、4 階市民相談広場、5 階市民活動交流広場
- ・保健福祉センター北館 1 階ロビー ・シルクの杜
- ・各地区公民館 ・市ホームページ

詳しい提出方法は裏面をご覧ください →



#### 「パブリックコメント」とは？

パブリックコメントとは、市が基本計画などを決めるときに、その案を公表し、皆さまからのご意見を募集し、基本計画などに反映させることで、よりよい計画を目指すものです。

お寄せいただいたご意見に対しては、市の考え方を公表するとともに、有益なご意見を考慮して意思決定を行います。



## 意見の提出方法

資料の閲覧場所に設置している意見記入用紙、または任意様式により、12月25日（火）までに下記方法にて提出してください。

- ① 直接持参 榎原市総合政策部 八木駅周辺整備課（本庁舎本館2階）へご持参ください。  
※土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
- ② 郵送 〒634-8586 榎原市八木町1-1-18  
榎原市総合政策部 八木駅周辺整備課 宛
- ③ FAX FAX番号 0744-20-1528
- ④ 電子メール メールアドレス [yagiseibi@city.kashihara.nara.jp](mailto:yagiseibi@city.kashihara.nara.jp)
- ⑤ 市HP ホームページ ホームページに直接ご意見を入力できるフォームも特設しています。  
URL：<https://www.city.kashihara.nara.jp/yagiseibi/public/public.html>



スマートフォンなどからQRコードを読み取ってかんたんアクセス！

※郵送・FAX・電子メール・市HP意見フォームの場合は12月25日到着分までの受付となります。

※電話での受付は行っていませんので、予めご了承ください。また、ご提出いただいた書類等は返却しません。

## 意見の内容

- ・氏名、郵便番号、住所、ご意見を記載してください。  
※法人その他の団体の場合は、所属名（法人名または団体名）、所在地、部署名及び担当者名を記載してください。  
※市外在住の方で、市内に在勤または在学の場合は、所属名（法人または学校名）と個人の氏名を併記してください。住所についても、所属先の住所と個人の住所を併記してください。
- ・ご意見が「榎原市新本庁舎建設基本計画（案）」の、どの部分に対するものかわかるように、該当する箇所の表題、ページ数、行数などを記載してください。

## 注意事項

- ・意見記録の正確さを期すため、電話や口頭によるご意見の受付は行いません。
- ・いただいたご意見については、市の考え方を付して、市ホームページ上で公表します。
- ・ご意見の募集は、具体的なお意見などを収集することを目的としていますので、賛否の結論だけを示したものや趣旨が不明瞭なものについては、市の考え方を示さない場合があります。
- ・類似のご意見は、整理集約することがあります。
- ・個人的なお意見への回答はしません。
- ・いただいたご意見以外（住所・氏名など）は公表しません。
- ・いただいた個人情報は、パブリックコメント手続き以外の目的には使用しません。

## お問合せ

榎原市総合政策部 八木駅周辺整備課

榎原市八木町1-1-18 本庁舎 本館2階

電話番号 0744-21-1107（直通）FAX 0744-20-1528

担当者：楠原、辻本、堀川

メールアドレス [yagiseibi@city.kashihara.nara.jp](mailto:yagiseibi@city.kashihara.nara.jp)

(2) 意見記入用紙

檀原市新本庁舎建設基本計画（案）に対する  
パブリックコメント記入用紙

<b>氏 名</b> ※1 法人その他の団体の場合は、所属名（法人名または団体名）、部署名、担当者名を記載してください ※2 市外在住で、市内に在勤または在学の場合は、所属名（法人名またはは学校名）と個人の氏名を併記してください	
<b>郵便番号及び住所</b> ※1 法人または団体の場合は、所属先の住所を記載してください ※2 市外在住で、市内に在勤または在学の場合は、所属先住所と個人の住所を併記してください	〒      ー
<b>檀原市新本庁舎建設基本計画（案）に対するご意見</b> ※どの部分に対するものか分かるように、該当する箇所の表題、ページ数、行数などを記載してください	

## 2.4.2. 結果概要

### (1) 意見数

・提出者数：25人

提出手段内訳：持参9人、郵送0人、FAX 5人、メール5人、ホームページ意見フォーム 6人

・意見総数：77件

### (2) 意見内訳

いただいた意見を内容別に分類した結果は、次のとおりです。

【対象となる意見数：66件 対象とならない意見数：11件】

表 2-11：パブリックコメントにおける意見の分類結果

意見結果		
該当箇所		件数
対象となる意見	基本計画の内容に関する意見	62件
	① 第1章 新本庁舎整備の背景	8件
	第2章 新本庁舎整備の方針	23件
	第3章 庁舎の規模	4件
	第4章 新本庁舎の基本計画	18件
	第5章 事業計画	9件
② 基本計画に関するその他の意見	4件	
対象とならない意見	③ 参考資料に関する意見	1件
	基本計画に直接関係しない意見	10件
	④ 他の施設への意見	5件
	まちづくりへの意見	4件
	パブリックコメント実施に対する意見	1件
意見数合計		77件

### (3) 回答内訳

いただいた意見に対する本市の回答を内容別に分類した結果は、次のとおりです。

表 2-12：回答の内容別分類結果

回答の分類	件数
対象となる意見への回答	66件
① 今後の取組みの参考とします。	39件
② ご質問に回答します。	16件
ご要望として承ります。	11件
③ 対象とならない意見への回答	11件
④ ご要望として承ります。	11件
回答数合計	77件

今回のパブリックコメントにおいては、基本計画に反映させるべきと判断した意見はありませんでしたが、基本設計、実施設計、建設工事と事業を進めていくうえで参考となるものが多く、今後の事業はいただいた意見内容を踏まえながら進めてまいります。

### 2.4.3. 意見内容と回答

#### (1) 表の見方

記載内容は、以下の項目を設けて整理しています。

項目	説明																
意見 No (提出者 No)	意見総数 77 件の通し番号 (提出者数 25 人の通し番号)																
分類・項目	<p>いただいた意見について、基本計画（案）に対するパブリックコメントの対象となる意見とパブリックコメントの対象とならない意見に分類しました。</p> <p>さらに、基本計画の内容に関する意見は、章立てごとに区分し、基本計画に直接関係しない意見は、意見内容から「他の施設への意見」「まちづくりへの意見」「パブリックコメント実施に対する意見」の 3 項目に区分しています。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">分類・項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">対象となる意見</td> <td>① 基本計画の内容に関する意見</td> </tr> <tr> <td>第1章 新本庁舎整備の背景</td> </tr> <tr> <td>第2章 新本庁舎整備の方針</td> </tr> <tr> <td>第3章 庁舎の規模</td> </tr> <tr> <td>第4章 新本庁舎の基本計画</td> </tr> <tr> <td>第5章 事業計画</td> </tr> <tr> <td>② 基本計画に関するその他の意見</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">対象とならない意見</td> <td>③ 参考資料に関する意見</td> </tr> <tr> <td>基本計画に直接関係しない意見</td> </tr> <tr> <td>④ 他の施設への意見</td> </tr> <tr> <td>まちづくりへの意見</td> </tr> <tr> <td>パブリックコメント実施に対する意見</td> </tr> </tbody> </table>	分類・項目		対象となる意見	① 基本計画の内容に関する意見	第1章 新本庁舎整備の背景	第2章 新本庁舎整備の方針	第3章 庁舎の規模	第4章 新本庁舎の基本計画	第5章 事業計画	② 基本計画に関するその他の意見	対象とならない意見	③ 参考資料に関する意見	基本計画に直接関係しない意見	④ 他の施設への意見	まちづくりへの意見	パブリックコメント実施に対する意見
分類・項目																	
対象となる意見	① 基本計画の内容に関する意見																
	第1章 新本庁舎整備の背景																
	第2章 新本庁舎整備の方針																
	第3章 庁舎の規模																
	第4章 新本庁舎の基本計画																
第5章 事業計画																	
② 基本計画に関するその他の意見																	
対象とならない意見	③ 参考資料に関する意見																
	基本計画に直接関係しない意見																
	④ 他の施設への意見																
	まちづくりへの意見																
パブリックコメント実施に対する意見																	
意見分類	いただいた意見の分類																
該当項目	いただいた意見の該当項目																
意見内容	いただいた意見内容																
市の回答	いただいた意見に対する本市の回答																
該当ページ	基本計画書（案）における「市の回答」該当ページ 「-」は該当ページが無い意見																

(2) 意見内容と回答の一覧

意見No (提出者No)	意見分類	該当項目	意見内容	市の回答	該当 ページ
1 (1)	基本計画の内容 に関する意見	第4章 新本庁舎の 基本計画	土地利用の方針について町の顔となる本庁舎を建設するにあたり、まちの玄関口となるべく、JR飯傍駅と一体となって考えるべきだと考えます。歴史的価値があり、交通の玄関となるJR飯傍駅の将来計画を踏まえ、計画を行うことでp.35で書かれた「権原らしさ」につながる計画となると思います。飯傍駅前の拡張工事も同時期に行う計画だと思います。駅々の事業として捉えるのではなく、一体となって考えるべきではないでしょうか。明確な市の考え方の提示をよろしくお願いたします。	ご質問に回答します。ご指摘の通り、JR飯傍駅は新本庁舎の最寄り駅であり、新本庁舎又はJR飯傍駅のみではなく、まちづくりとして一体的な方向性を準備することが重要であると考えるとして、『大和八木駅周辺地区まちづくり基本構想(平成28年)』において、新本庁舎やJR飯傍駅を含む大和八木駅周辺地区のまちづくりに関してコンセプト、将来ビジョン及び4つのテーマと18の取組方針を掲げています。また、当該基本構想を効率的、計画的に実現するための戦略として『大和八木駅周辺地区まちづくり基本計画(平成30年)』を策定しました。なお、飯傍駅、駅前広場のあり方については、今後、鉄道事業者と協議・調整を行うとともに、ご指摘いただいた内容を考慮したうえで、検討を進めたいと考えています。	p.32
2 (2)	基本計画の内容 に関する意見	第1章 新本庁舎整 備の背景	新庁舎は今の場所にはいらないと思う。すでに立派な分庁舎が隣接地に稼働しており、多くの一般市民にとって利便性も確保されている。新庁舎は権原市の一等地ではなく、郊外でよい。耐震の面からも広い土地に2階建て以下の建物でよい。その方がもっと安価にできるはず。現在の場所には、県中南和の中核都市にふさわしいものが必要。権原を言えば、歴史・文化・観光・観光の拠点となる施設、例えばインバウンドのあるタワービルなどを建設してはどうでしょうか。そのビルには、明日香を含む奈良盆地一帯を遠望できるスポットとして、県や国の文化行政機能や博物館、大学のサテライトキャンパス等を誘致し、道の駅ならぬ「歴史の駅」みたいなものを整備すればよい。日本の始まった地域として、市のイメージが全国的に定着し、新たな観光スポットにもなり、将来にわたり市の発展につながるのではないだろうか。	ご要望として承ります。『権原市新庁舎基本構想(平成22年)』において、「敷地形状、規模や飯庁舎の必要性など敷地単独の規模要件」や「総合計画、都市計画マスタープラン等、上位計画や関連計画における都市構造との整合性やアクセス性など、周辺環境や市全体に関する要件」等から総合的に検討を行い、「近鉄大和八木駅や近鉄八木西口駅、JR飯傍駅及び道路からのアクセス性を最大限活用できること」も、今後の周辺まちづくりを考えるうえでも大きな役割を担う拠点として位置付けられるなどの点を評価した結果、複数の候補地から現在の場所にて建替えと決定し、市議会の了承も得ました。また、ナビプラザ・分庁舎・新本庁舎が一体となり、市役所エリアとしての賑わいや交流を生み出し、権原市の中心市街地として一層の活性化を図ることで、奈良県中南和地域の拠点都市としてふさわしい都市機能を備えることができるかと考えています。	p.3
3 (3)	基本計画の内容 に関する意見	第2章 新本庁舎整 備の方針	本庁舎建設位置よりナビプラザ、分庁舎、現庁舎(本庁舎)をつなぐ利便性と手段として利用者が目的先へ移動出来る必要窓口案内が現行の様に表示する。例えば、印鑑証明…本庁舎〇番窓口へ移動するには、①歩道橋を通る…新緑。②軽車両が通行できる地下通路を作る。電動式車両を循環させる。(利用者専用)	今後の取組みの参考とします。ご指摘の通り、ナビプラザ・分庁舎・新本庁舎の来訪者が目的の場所へ円滑に移動できるための案内表示の充実及び移動手段の確保は重要であるとと考えています。案内表示については分かりやすい大きさやデザインとすることで来訪者が目的の場所を認識できるよう設計段階において検討していきたいと考えています。また、移動手段については、費用対効果を考慮したうえで、良好なアクセスを提供できるように整備を行いたいと考えています。	p.16
4 (3)	基本計画の内容 に関する意見	第4章 新本庁舎の 基本計画	新本庁舎の現状地区より近鉄大和線八木ガド(24号線)を南下して本庁舎東側迄をメイン道路とし、八木西口交差点に車両を逃がす(渋滞緩和)*災害時本庁舎に集合しやすいと思う。	今後の取組みの参考とします。ご指摘の内容は、「権原市役所東」交差点～「権原郵便局前」交差点間の国道24号をメイン通りとすることはなく、現権原市役所東駐車場の東側にある県道豊浦大和八木停車場線～国道169号へ車両の流れを変え、現権原市役所周辺は交通渋滞が緩和できるのではないかとのご趣旨と思われまします。交通処理の検討にあたっては市役所周辺だけではなく、広いエリアへの影響を考慮したうえで検討する必要があります。今後の検討においては、将来的な社会情勢や交通流の変化などに留意し、周辺道路管理者である国土交通省及び奈良県とも協議・調整を行いたいと考えています。	p.32
5 (3)	基本計画に直接 関係しない意見	まちづくりへ の意見	八木駅～八木西口駅までアーケードを作る(西口停止)。専門店を呼び入れる(周辺の活性化)…タクシー専用道路とする。	ご要望として承ります。大和八木駅～八木西口駅までの区間は、『大和八木駅周辺地区まちづくり基本計画(平成30年)』において、歩車共存の可能性を探りながら、官民連携により賑わいを創出していくべきエリアと位置付けています。なお、八木西口駅の存廃については、医大周辺の駅前整備と併せて、鉄道事業者、奈良県、また地域の皆様などとの協議・調整が必要となりますが、本市としては、八木西口駅を存続する意向です。	-



意見No (提出者No)	意見分類	該当項目	意見内容	市の回答	該当ページ	備考
6 (4)	基本計画の内容 に関する意見	第2章 新本庁舎整 備の方針	庁舎エントランスの機能強化、健康福祉センターの機能強化、健康福祉センターの機能強化等 今後とも高まる福祉対応の健康福祉センターが離れており、この施設は間接的には関連するナ ビラザも離れている。 従って、交通移動の利便性および子育て・高齢者支援の利便性等を観点として、健康福祉セン ターを分庁舎に移転して現在の分庁舎部門に集約し、市民の利便性・利用性・有用性および市行政機能の連携・効率化等を向上させ、市民と共に高める方策を講じて欲しいと希望しま す。	ご要望として承ります。 ご指摘の内容は、現在の分庁舎の機能を新本庁舎に集約し、健康福祉センターの全ての機能 を分庁舎に移設させるべきとの趣旨と思われる。分庁舎は、証明書発行や福祉・子育て・ 納税等、市民のライフイベントに関わりが深い窓口、市民や来訪者の交流や市民作品の展 示・市政情報発信の場となる「にぎわい大路」1階、市民交流スペース、企業等が会議・展示・ 研修等を開催できる「コンベンションルーム」及び観覧施設等からなる複合施設であり、市役所 エリアに隣接するにぎわい大路1階には、今後より一層分庁舎の窓口機能を充実させると 機能を変更する考えはありません。なお、今後より一層分庁舎の窓口機能を充実させると も、現在の健康福祉センターにある健康増進課と保健事業機能を新本庁舎に集約すること で市民の利便性を向上させられると考えています。ご理解いただきたく思います。 ご返信いたします。	p.8~ p.10	
7 (5)	基本計画の内容 に関する意見	第4章 新本庁舎の 基本計画	「省エネ」、「防災拠点」について 省エネで重要なものが、窓ガラスの断熱性能である。室内・室外間を出入りする熱の半分以上 は窓ガラスを通して起きているため、高断熱性能が必要と考えられる。これによりランニン グコストである消費電力を抑えることができる。 防災拠点としては、災害時の停電の際に市民の避難場所となる。また、最低限の執務環境を 確保する必要があり、空調設備が稼働しなくても室内温度を一定に保てるよう、外皮の高断熱 化は必要と考えられる。 以上より本計画において、窓ガラスには断熱性能の非常に高い「真空ガラス」が最適と考えら れる。	今後の取組みの参考とします。 ご指摘の通り、断熱性能は省エネの観点から重要であると考えています。但し、設備計 画については、単体の機能ごとに導入を検討していくのではなく、インシヤル・ランニングコスト の縮減と全体的なバランスを考慮し、総合的に判断したうえで、地球環境に配慮した設備計画 としたいと考えています。	p.39	企業
8 (6)	基本計画の内容 に関する意見	第5章 事業計画	業者の選定方式 設計者選定に際し、透明性、公平性を期すために、 1. 審査委員の事前公表(外部学識経験者を含む)をお願いいたします。 2. 審査基準(評価項目及び評価配点)の事前公表をお願いいたします。	今後の取組みの参考とします。 設計者選定方式については、プロポーザル方式又は総合評価落札方式を想定しています。ご 指摘の通り、両方式においては、応募者から提出された技術提案に対して、中立的かつ公平な 立場から判断できるように、審査・評価の体制を構築することが重要となります。この観点から、 審査委員名と審査基準(評価項目及び評価配点)については事前公表する予定です。	p.42	
9 (6)	基本計画の内容 に関する意見	第2章 新本庁舎整 備の方針	新本庁舎に導入する機能/3施設の機能分担と連携 3施設(新本庁舎、分庁舎、ナビラザ)に分け、(今後も)運用する上での明確な位置づけに ついて、また納得できません。 本来は、1施設で完結し、コストを抑えるべきことを、分散することが利用する市民目線で考 えた場合のメリットが感じられないため、その意識を分かりやすく示してください。利用者の分 散と巡回、面の活用他を身振えているならば、例えば、これらの施設をつなぐブリッジ、その 下にマルシェ(市民広場)を設け、雨にかからず、エリアフリーで楽しめる移動できるような等、3施 設+周辺施設(鉄道駅を含む)を有意義かつ便利に利用できる周辺整備を併せてお考え頂き、 市民にアピールして下さい。	ご質問に回答します。 近鉄大和八木駅～現庁舎駅地を結ぶエリアは、橿原市の中心市街地を形成し、一層の活性 化を図る方針でまちづくりを進めたいと考えています。ナビラザが、分庁舎、新本庁舎が一体となる ことで、市役所エリアとしての賑わいや交流を生み出し、『大和八木駅前周辺地区まちづくり基本 構想(平成28年)』の実現に寄ると考えています。また、3施設及び周辺施設を結び移動 手段については、費用対効果を検討したうえで、良好なアクセスを提供できるよう整備を行って いきたいと考えています。	p.8 p.9	
10 (6)	基本計画の内容 に関する意見	第4章 新本庁舎の 基本計画	機能配置の方針 誰もが安心して暮らすことのできる市(橿原市)として医療に特化する市の「庁舎」として、医 療機能の一部を庁舎に常設的に付加できるように配慮したいと考えています。行政的なアプロ チ(具体的なアイデア)はありますが、前例のない項目はなかなかプロボで提案しにくいと考えま す)でこのような「特化機能」をうまく運用させることができるのであれば税金の無駄にならず、市として の象徴的な内外へのセールスポイントになるのでは、と思います。	ご要望として承ります。 本市は、「橿原市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成28年)』において「安心して暮らし続ける こと」が基本であり、医療機器や医務体制の推進を図っています。現在は健康福祉 センターと橿原市休日夜間応急診療所を開設していますが、1階施設ですべてを網羅するこ とは不可能です。一次救急から三次救急までが連携し、市民の救急医療に対応できる体 制整備に今後尽力したいと考えています。しかし、仮に新本庁舎内に医療機能を付加した場 合は、災害時に今後にも対応したい必要スペースと医療機能を必要とされる方 に必要スペースが限られ、災害対応活動に混乱を招くことが懸念されます。現時点では 新本庁舎に医療機能を付加することは考えていません。ご指摘いただいた内容につきま は、今後の参考とさせていただきます。	p.34	

意見No (提出者No)	意見分類	該当項目	意見内容	市の回答	該当 ページ
11 (7)	基本計画の内容 に関する意見	第2章 新本庁舎整 備の方針	市民サービス機能について 来庁者を案内する窓口に關しては2~3人を常駐させ、必要に応じて各課との連絡が取れるよ うにしたら良いのではないかと考えます。	今後の取組みの参考とします。 来訪者を目的の場所へ案内する案内窓口については、有人で整備する方針です。適切な人員 配置については、今後の設計段階において検討しますが、来訪者に不便を感じさせることのな い人員配置としたいと考えています。	p.16
12 (7)	基本計画の内容 に関する意見	第4章 新本庁舎の 基本計画	市役所本庁舎の構造について 上部構造については、SRC造もしくはRC造が良いと考えます。 理由として、p.19における庁舎の長寿命化を実現するためには、ある程度の強度を必要とする ことと、新たな技術導入による補強・改修も可能と推測されるためです。	今後の取組みの参考とします。 新本庁舎の上部構造の構造方式については、今後の設計段階にて検討しますが、市民に親 しまれ、長寿命な100年使い続けられる庁舎として、建設工期、コスト削減効果、近隣への影響 と環境への影響等、総合的に判断し決定したいと考えています。	p.38
13 (7)	基本計画の内容 に関する意見	第2章 新本庁舎整 備の方針	市民自治の拠点機能について 市民交流スペースについては分庁舎1階と同じような構造として、同ページに記載されている 機能を導入したら良いと考えます。	今後の取組みの参考とします。 市民交流スペースにつきましては、災害時に他自治体等からの救援を受け入れるための窓口 となる受援窓口スペースを平常時には市民が語らいい憩える交流の場として活用したいと考 えています。具体的な導入機能については、今後の設計段階において検討しますが、ご指摘い ただいた内容を参考とし、快適に活用できるスペースを提供したいと考えています。	p.17
14 (8)	基本計画の内容 に関する意見	第2章 新本庁舎整 備の方針	新本庁舎建設に当たり、従来の庁舎機能だけを備えるのではなく、市民が活動する場としても 使える空間を創造されることを期待します。例えば、いつも誰かがストリートライブや演奏会・コ ンサート、マルシェや朝市を行える場所が外部空間と連続するような形で賑わいを感じられるこ となど。議会などにも市民が傍聴しやすい何か仕掛けを期待します。	今後の取組みの参考とします。 市民が活動する場については、災害時に防災広場と受援窓口となるスペースを平常時には市 民交流広場と市民交流スペースとして活用することで市民の交流をえるスペースとして確保 する方針です。具体的な運用のあり方は、今後の設計段階において検討しますが、市民交流 広場と市民交流スペースの連携利用等にも配慮しながら、快適に活用できるスペースを確保し たいと考えています。また、議会の傍聴機能についても、「見やすく、聞きやすく、出入りやす い構造」を準備方針とし、市民に開かれた庁舎となるよう検討したいと考えています。	p.14 p.17
15 (8)	基本計画の内容 に関する意見	第4章 新本庁舎の 基本計画	構造的には、吉野の森林を材料に使えるCLT工法などを積極的に採用され、建物が木で出来 ていることが見て分かる、分りやすい建物を期待します。仕上材や家具などにも吉野杉や吉 野松の材料の採用を期待致します。	今後の取組みの参考とします。 新本庁舎の建設にあたっては、「奈良の木」など地域の特産品の活用を検討していく方針で す。具体的な活用方法については、設計段階において検討しますが、ご指摘いただいた内容 につきましては、今後の参考とさせていただきます。	p.34 p.35 p.38
16 (9)	基本計画の内容 に関する意見	第2章 新本庁舎整 備の方針	3施設の機能分担と連携について 「3施設の機能分担を明確にし、現在分散している機能を集約化することで関連部署間の連携 を強化し、市民サービスの向上を目指す」となっています。上・中・下3階の各フロアに、市民サ ービスの連携(連絡)やそれに関するサービスもお願いしたいと思っています。	今後の取組みの参考とします。 本市のこれまでの行政機能は、本庁舎、保健福祉センター、かしはら万葉ホールなどに分散し てまいりましたが、分庁舎の供用に伴い、総合窓口機能などある一定の集約化が図られました。 また、新本庁舎が供用されると、グリーンセンター、市民サービスセンターに配置しなければ業 務に支障をきたす部署を除いた33課が集約され、市民サービスを向上させることができると考 えています。今後は、ナビプラザ・分庁舎・新本庁舎の3施設が一体となり、より一層の関連部 書の連携強化を目指します。	p.9 p.10
17 (9)	基本計画の内容 に関する意見	第4章 新本庁舎の 基本計画	3施設の機能分担と連携について 3施設が分かれているのでそれぞれの施設に外向く所要が生じた場合、施設間の移動(駐車 場の確保を含めて)が大変だと思えます。八木駅前辺りまでつくりでも意見があったと思いま すが、3施設へのアクセスをスムーズにする具体的な案はあるのでしょうか。	ご質問に回答します。 ご指摘の通り、ナビプラザ・分庁舎・新本庁舎と施設が分かれているため、各施設間の来訪者 の移動手段は重要な課題であると考えています。新本庁舎敷地の北側にある国道24号につ きましては、現在国土交通省において改修計画があり、本市としても協議・調整を行っていま す。移動手段については、国道24号の整備状況を踏まえたうえで、費用対効果を考慮し、良好なア クセスを提供できるような整備を行いたいと考えています。	p.32

意見No (提出者No)	意見分類	該当項目	意見内容	市の回答	該当ページ
18 (9)	基本計画の内容に関する意見	第3章 庁舎の規模	駐車場、駐輪場の規模 駐車場計画をみると、新庁舎の駐車場来訪者を算定した滞留時間及び駐車台数とされたいまま その計画には分庁舎やナビプラザの来客者の車は想定しているのではありませんか。 新庁舎で用事を済ませ、分庁舎やナビプラザへ出向く場合もあると思えますので、各施設への アクセスと余裕を持った駐車場の計画をお願いします。	ご質問に回答します。 基本計画におきまして、来訪者用の駐車場は160台必要であると考えています。これは、ナビプラザ・分庁舎・新本庁舎を含む市役所エリアで必要な台数277台から分庁舎にて整備済みである87台分を除いた台数となっています。駐車場の必要台数につきましては、将来的な社会情勢や交通流動の変化などにより変動しますが、現時点では適正な台数を確保できると考えています。	p.27～ p.30
19 (10)	基本計画の内容に関する意見	第4章 新本庁舎の基本計画	分庁舎との連携・連絡…歩行者デッキの新設 現在の状況では、新庁舎と分庁舎を行き来する場合、大きな交差点を2か所通らねばならず、2つの施設を移動しなければならぬ利用者・歩行者にとっては非常に移動しづらい状況であり、空中のペデストリアンデッキを設け、つなぐことで、市民の利用や市職員の移動がスムーズになる。 また、駅前広場からデッキでつながれば、まちとしての回遊性も上がります。 新庁舎と分庁舎の間の道路以外の土地は、市の北庁舎、教会と法務局の土地であり、民地は教会だけで、交換分合などをすれば、比較的容易にデッキ用地を確保できる状況だと考えます。地上については緑道公園的な整備をし、2階部分を人工デッキで結べば豊原市・八木地区の都市格をあげられることになると思います。	今後の取組みの参考とします。 ご指摘の内容は、分庁舎～新本庁舎、大和八木駅～分庁舎までの間を立体デッキ等をつなぐ・回遊性を向上させるべきとの趣旨と想われます。庁舎間の移動手段、乗り場からの回遊性の向上は重要な課題であり、費用対効果を考慮したうえで、良好なアクセスを提供できるように整備を行いたいと考えています。	p.32
20 (10)	基本計画の内容に関する意見	第4章 新本庁舎の基本計画	周辺の土地利用や動線計画、ランドスケープ的な検討も併せて行うべき	今後の取組みの参考とします。 ご指摘の内容は、新本庁舎の建設にあたっては、新本庁舎敷地のみではなく、周辺のまちづくりの方針を踏まえて整備するべきであるとの趣旨と想われます。『大和八木駅周辺地区まちづくり基本構想(平成28年)』において、新本庁舎を含む大和八木駅周辺地区のまちづくりに関してコンセプト、将来ビジョン及び4つのテーマと8の取組方針を掲げています。また、当該基本構想を効率的、計画的に実現するための戦略として『大和八木駅周辺地区まちづくり基本計画(平成30年)』を策定しました。今後の設計段階においても、大和八木駅周辺地区のまちづくりと整合をとりながら検討を進めたいと考えています。	p.32
21 (10)	基本計画の内容に関する意見	第4章 新本庁舎の基本計画	西側の敷地の土地利用について 西側の1,300㎡の土地の使い方が、折角の幹線道路の角地であり、八木駅から南に行くメイン通りに面しており、公園というより、高度利用を図り、ホテルや業務ビルでランドマーク的な建物を立地させるのが、さらさらいい土地と言えます。 ホテルの誘致にあたっては、土地の賃借といった形で、地元のホテル業者を優先するような仕組みを組み込んで競争してもらおうように持っていくことが必要だと考えられます。	今後の取組みの参考とします。 敷地2(現西館及び西館前駐車場スペース)につきましては、新本庁舎供用時には広場として活用しますが、将来的には民間の力を活用して賑わいを創出したいと考えています。今後、民間活力の導入可能性や意向調査を行っていく過程において、ご指摘いただいた内容を踏まえ、検討を進めたいと考えています。	p.32
22 (10)	基本計画の内容に関する意見	第4章 新本庁舎の基本計画	北側の土地利用計画について 国道24号線の北側の土地についても、土地利用構想を提案すべき。 デッキの提案をしているが、少なくとも、北庁舎の利用についての考え方を提案しておく必要がある。デッキを整備する場合の代替え用地としての利用や、デッキ下の公園的な利用がよいのではと思います。	ご質問に回答します。 現在の市役所北館につきましては、市所有の土地・建物ではなく、所有者と賃貸借契約を締結しています。現時点では、新本庁舎の供用に伴い、北館の執務機能は集約されるもので、賃貸借契約を終了する方針です。ご指摘いただいた内容の整備をする場合には、所有者との協議、調整が必要となります。	p.32
23 (11)	基本計画の内容に関する意見	第1章 新本庁舎整備の背景	市民にとって、分庁舎と本庁舎、ナビプラザと近接地域に3棟の建築物が必要であるのか、大変疑問であると考えます。	ご質問に回答します。 近鉄大和八木駅～現庁舎敷地を結ぶエリアは、豊原市の中心市街地を形成し、一層の活性化を図る方針でまちづくりを進めているところです。ナビプラザ・分庁舎・新本庁舎が一体となることで、市役所エリアとしての賑わいや交流を生み出し、『大和八木駅周辺地区まちづくり基本構想(平成28年)』の実現に寄与すると考えています。	p.6

意見No (提出者No)	意見分類	該当項目	意見内容	市の回答	該当ページ
24 (11)	基本計画に関するその他の意見		分庁舎と非常に近い距離に巨額の費用を掛けて新本庁舎を建築するのか。本庁舎の耐震性が無いのは最初から分かっていた事ですから、本庁舎を建築すれば良かっただけです。多くの市民が今も、分庁舎を建てたばかりなのに、また本庁舎を建築するのか。と疑問に思っています。	ご質問に回答します。 本市としては、①学校の耐震性の確保、②市民が直接利用される機会の多いライフイベントと関わり深い窓口機能を集約した分庁舎の建設、③災害対応活動拠点となる本庁舎の耐震性の確保の順で整備を行っています。①と②については、整備が完了したため、今後、③本庁舎の耐震性の確保(新本庁舎の整備)に着手しましたので、ご理解いただきますようお願いいたします。	-
25 (11)	基本計画に直接関係しない意見	他の施設への意見	ナビプラザの観光目的と分庁舎の観光案内が重複している。ナビプラザは駐車場、駐輪スペースも無く、広く市民に利用されない、子供の利用といっても、1名が幼児、兄弟が小学生だと同行出来ない。大和八木駅から降りた観光客がナビプラザに気付くことが難しい。市民協働活動の拠点であるなら、本庁舎と合体すれば良い。	ご要望として承ります。 ご指摘の内容は、ナビプラザの機能や運用の仕方についての趣旨と思われれます。ナビプラザを指し、分庁舎、新本庁舎の機能分担を明確にし、関連部署間の連携を強化することで、市民サービスの向上を図ることができると考えていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	-
26 (11)	基本計画に直接関係しない意見	他の施設への意見	分庁舎の容積率からすれば、もっと多くの執務室が入れるように建築することも可能であった。分庁舎のデザイン・バランスが良くない、壁面の建築等が良くない、トイレへの通路も狭く、数も少ない。設備も20年前前に建築された万葉ホールより遅れている。各トイレの個室の広さも最近の建築物とは思えないほど狭い。子供用の便器蓋もない。	ご要望として承ります。 ご指摘の内容は、分庁舎の機能や運用の仕方についての趣旨と思われれます。分庁舎の供用後、来訪者からいただきましたご意見や職員から利便性などについての聞き取りを実施し、検証を行っているところです。今後、設計段階において、これを踏まえたうえで、検討を進めたいと考えていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	-
27 (11)	基本計画に関するその他の意見		新しい建築物を建てたら、賑わいがあるとは思いますが、どのようか、利用するたためにどのようなものを建築するかにかかってくるかと考えます。	今後の取組みの参考とします。 ご指摘の通り、新しい建築物を建てたら、賑わいがあるかと考えることは間違いないと考えています。そのため、ナビプラザ、分庁舎、新本庁舎が一体となり、市役所エリアとして賑わいや交流を生み出し、中心市街地として一層の活性化を図れるよう基本計画において新本庁舎建設の方針を検討しています。	-
28 (11)	基本計画の内容に関する意見	第1章 新本庁舎整備の背景	議案で決まったことですが、現位置での本庁舎の建築等は反対です。理由は、本庁舎の位置はハザードマップによると洪水の被害が多い場所です。榎原市は曾我川、高取川、飛鳥川、米川、寺川と五川ありますから、水害が多いです。現位置を災害指示拠点として、浸水時に職員は出勤できるのでしょうか。また、備蓄倉庫の場所にするのは、同じ理由で構成できません。交通渋滞の無い、道路幅が広い所が望ましいと考えます。水害ではなく地震でも、本庁舎は被害が無くて、道路の両側の建築物が被害にあうと、道路が通行できません。藤原旧跡は水害の水害の無い場所であったことを考えると、先人の知恵というものだと考えます。	ご要望として承ります。 新本庁舎の建設に関しては、『榎原市新庁舎基本構想(平成22年)』において、「敷地形状、規模や取捨の必要性など敷地単独の規模要件」や「総合計画、都市計画マスタープラン等、上位計画や関連計画における都市構造との整合性やアクセス性など、周辺環境や市全体に関する要件」等から総合的に検討を行い、「近鉄大和八木駅や近鉄八木西口駅、JR秋保駅及び道路からのアクセス性を最大限活用できる」とも、今後の周辺まちづくりを考えたうえでも大きな役割を担う拠点として位置付けられるなどの点を評価した結果、複数の候補地から現在の場所にて建替えることと決定し、市議会の了承も得ました。本市の洪水ハザードマップでは新本庁舎敷地は大雨などにより河川が氾濫した場合に0.5m未満の浸水が予想される場所です。水害時の職員参集には影響が少ないと考えています。また、大地震発生時の職員参集の交通手段は、徒歩及び自転車等となっており、同様に影響は少ないと考えています。なお、新本庁舎で整備する備蓄倉庫は災害対応職員用であり、市民の皆様は緊急物資については、榎原運動公園に集約することになっています。	p.3
29 (11)	基本計画の内容に関する意見	第1章 新本庁舎整備の背景	図1.3.1には大和八木駅西側地域が含まれていません。この地域に住む市民に対してはどのようなのでしようか。	ご質問に回答します。 p.5にある図1.3.1は「大和八木駅周辺地区まちづくり基本構想(平成28年)」の対象エリアを示した図となります。新本庁舎は、大和八木駅周辺のまちづくりに寄与する施設となりますが、このエリアのみではなく、本市全域にお住いの市民の皆様にとって重要な施設であり、特定の地域の方へ利益を与える施設であるとは考えていません。	p.5

意見No (提出者No)	意見分類	該当項目	意見内容	市の回答	該当 ページ
30 (11)	基本計画に直接 関係しない意見	他の施設へ の意見	分庁舎については反省点、改善点、改善すべき点の洗い出しは済んだのか心配です。	ご要望として承ります。 分庁舎の供用後、来訪者からいただきましたご意見や職員から利便性などについての聞き取りを実施し、検証を行っているところで、今後、設計段階において、これを踏まえたうえで、検討を進めたいと考えていますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。	-
31 (11)	基本計画の内容 に関する意見	第2章 新本庁舎整 備の方針	新本庁舎の市民自治拠点が具体的にどのようなものかが分かりません。	ご質問に回答します。 市民自治の拠点機能とは、具体的には市民自治活動支援、総合情報、市民交流活動等を示していただきます。新本庁舎においては、自治会等の住民自治組織を支援する自治振興業務や市民活動に関する執務を行うことで、市民自治活動を支援する機能を導入します。また、分庁舎は市民交流スペースやベンチレーションなどにおいて市民の交流を支える機能、ナビブラザは市民活動団体等の活動場所としての機能を担います。これら3施設が一体となることで、市民自治の拠点機能の役割を果たせると考えています。	p.9 p.17
32 (11)	基本計画の内容 に関する意見	第2章 新本庁舎整 備の方針	議場を1階にして、本庁舎に来行するのが事業者等であつたとしても、市民が多く通る場所でも活動して頂くのは、大変意味があると考えて、ワークショップでも意見を述べました。3月、6月、9月、12月と4ヶ月だけ主に使用する議場で、大変重要な場所ということも、常時傍聴に行っているのでも承知しています。可動式にする事によって、議場として使用していない時に市民が利用できるようにする。現状のように極めて傍聴に行くのに不便で非常階段を4階まで登っていくようなことが無いようにする。私達市民が選んだ議員が市政について議論している事を実感し、市民が市政に関心を遂行する。また、次の世代が子どもどもの時から行政に親しみつきかけ市民から付託された責任を遂行する。傍聴する人たちが少ないから上方の階にするのは全く違いますが、非公開の委員会議事録の中で、どなた様かは分かりませんが、委員の方で「議場を1階にするのは意味がある」とご発言頂いたのは、有り難く受け止めました。市の職員も市民の眼が届かないところでスマホを見ます。5時少し前に観光カメラを取りに行っただけで、仲間で雑談し盛り上がりつついて、にらみつけられたことがあります。常に市民に耳を聞かれています。仕事をやるうえでも大切です。勿論、いつも親切に対応して頂いている職員の方もいらっしゃると思います。何でもお願いいたしますが、分庁舎で議会のライブ中継をPC通じてでも放映して頂きたい。	今後の取組みの参考とします。 議場、委員会室等の整備方針を「議場、委員会室は独立性を保つことにも、市民に開かれた構造とする。」とし、傍聴される方にとって、見やすく、聞きやすく、出入りしやすい傍聴席を設けたいと考えています。今後は庁内ロビーなども議室や委員室の様子をモニター中継し、市民が気軽に傍聴できるように検討します。	p.13 p.14
33 (11)	基本計画の内容 に関する意見	第2章 新本庁舎整 備の方針	喫煙コーナーですが、勤務中に何度も喫煙コーナーを利用するのはいかがなものでしょうか。	ご質問に回答します。 喫煙コーナーについては、職員のみならず来訪者も利用されますので、新本庁舎建物内には整備しませんが、分煙に配慮したうえで、建物外に配置する必要があると考えています。喫煙コーナーの運用については今後検討したいと考えています。	p.15
34 (11)	基本計画の内容 に関する意見	第2章 新本庁舎整 備の方針	市民自治の拠点機能の内容が分かりません。自治会も任意加入です。自治会に加入していない市民に災害対応がエリアメール以外に連絡方法が自治会経由だと、自治会に任せ頂きたい。災害時どのようなように対応するのか、お知らせ頂きたい。	ご質問に回答します。 市民自治の拠点機能とは、具体的には市民自治活動支援、総合情報、市民交流活動等を示していただきます。新本庁舎においては、自治会等の住民自治組織を支援する自治振興業務や市民活動に関する執務を行うことで、市民自治活動を支援する機能を導入します。また、分庁舎は市民交流スペースやベンチレーションなどにおいて市民の交流を支える機能、ナビブラザは市民活動団体等の活動場所としての機能を担います。これら3施設が一体となることで、市民自治の拠点機能の役割を果たせると考えています。本市では、市民の皆様に対する防災情報の提供は、「エリアメール」のみではなく、「安全・安心メール」「ホームベージ」「フェイスブック」「NHKデータ放送」等を活用し、お知らせしています。なお、「安全・安心メール」は登録制となつていることからご自身で登録をいただくと必要があります。（登録につきましては、広報かページを活用して啓発や周知を行っています。災害時の対応につきましても、広報やホームページを活用して啓発や周知を行っています。今後、啓発や周知の方法と頻度について検討したいと考えています。	p.9 p.17

意見No (提出者No)	意見分類	該当項目	意見内容	市の回答	該当 ページ
35 (11)	基本計画の内容 に関する意見	第2章 新本庁舎整 備の方針	市民の交流を支える機能 誰が管理するのですか。	ご質問に回答します。 新本庁舎における市民交流を支える機能とは、災害時に防災広場と受援窓口となるスペースを平常時には市民交流広場と市民交流スペースとして活用することを示しています。具体的に導入する機能や管理・運営の方法については、今後の設計段階において検討します。	p.17
36 (11)	基本計画の内容 に関する意見	第3章 庁舎の規模	他市と比べて職員数が多いのですか。人口減、職員削減、AIによる職務削減等でスペースが 余れば、分庁舎と一体化にする。	ご質問に回答します。 基本計画に記載の職員数は、『権原市定員管理計画(平成28年)』と将来の人口値の推移より試算した想定値となります。『権原市定員管理計画』は第5次権原市行政改革大綱及び第3次総合計画後期基本計画を受け、選択と集中により持続可能な財政運営を目指す一方、『人材育成基本方針(平成24年)』に則り、人材の育成・確保・活用を図りながら、定員管理を行うものです。ご指摘の通り、100年使い続けられる長寿命な建築として、将来、不可避な人口減少を想定し、余剰スペースの有効活用が出来るよう事前に検討していく必要があります。基本計画においては、他の公共施設との複合化や業務所スペースとしての複合化により、余剰スペースを活用していく方針です。将来の複合化に向けて、設計段階において、用途転用範囲の想定、動線・共用部の配置、構造上の配慮、設備に対する配慮などに留意して検討を進めます。	p.25
37 (11)	基本計画の内容 に関する意見	第5章 事業計画	分庁舎での失敗を充分反省して、決して人任せにせず、責任を持ってこれが市民にとつて最良 なのか、また、議員の委員会でも述べられたように、自費で建築する位の真剣さで対応して頂 きたいと切に考える次第です。	ご要望として承ります。 分庁舎の供用後、来訪者からいただきましたご意見や職員から利便性などについての聞き取りを実施し、検証を行っているところです。今後、設計段階において、これを踏まえたうえで、検討を進めたいと考えています。また、事業費につきましても、市の財政に有利な地方債をはじめとした事業内容に応じた基金や補助金を活用することで、財政負担の軽減に努めますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	p.44 p.45
38 (12)	基本計画に直接 関係しない意見	ハブリックコ メント実施に 対する意見	パブリックコメントを求めている割には不親切。なぜなら、一般廃棄物処理基本計画の方は、 ネットからも意見を出せるがこちらは手書きになっている。行数の数字も入れていない。	ご要望として承ります。 ご指摘の内容は、パブリックコメントの意見募集の方法が不親切であったとの趣旨と思われるま す。今実施にあたり、市有施設や地区公民館など各所に資料を配置し、また、ホームページ 上からも直接意見フォームに記入を可能にする等、広くご意見をいただける体制を築いたつも りではあります。また、至らない点があり、申し訳ございませんでした。今後、同様にパブリックコ メントを実施する際には、ご指摘の内容を参考とさせていただきます。	-
39 (12)	基本計画の内容 に関する意見	第1章 新本庁舎整 備の背景	そもそも、建築ありきからはじまっている。現庁舎は、ライフイベントと関わりが深い窓口以外で あるのなら、災害時に対応(P.12)なら、この場所になくても良いと考える。災害時、道 路(番号を含め)を考えると、機能しにくい位置ではないか？	ご質問に回答します。 新本庁舎の建設に関しては、『権原市新庁舎基本構想(平成22年)』において、「敷地形状、規 模や仮庁舎の必要性など敷地単独の規模要件」や「総合計画、都市計画マスタープラン等、上 位計画や関連計画における都市構造との整合性やアクセス性など、周辺環境や市全体に関 する要件」等から総合的に検討を行い、「近鉄大和八木駅や近鉄八木西口駅、JR歌寮駅及び 道路からのアクセス性を最大限活用できるとともに、今後の周辺まちづくりを考慮するうえでも大 きな役割を担う拠点として位置付けられる」などの点を評価した結果、複数の候補地から現在の 場所にて建替えると決定し、市議会の了承も得ました。	p.3
40 (12)	基本計画の内容 に関する意見	第3章 庁舎の規模	類似団体の職員一人当たりの庁舎面積の比較 あげられている4つの市のうち、小金井市を除いては、権原市よりも何倍も面積がある。職員数 719の飯塚市では、5.48倍の面積。権原市の職員数がふさわしい数字なのかどうか、甚だ疑 問。	ご質問に回答します。 基本計画に記載の職員数は、『権原市定員管理計画(平成28年)』と将来の人口値の推移 より試算した想定値となります。『権原市定員管理計画』は第5次権原市行政改革大綱及び第 3次総合計画後期基本計画を受け、選択と集中により持続可能な財政運営を目指す一方、 『人材育成基本方針(平成24年)』に則り、人材の育成・確保・活用を図りながら、定員管理を 行うものです。	p.25

意見No (提出者No)	意見分類	該当項目	意見内容	市の回答	該当 ページ
41 (12)	基本計画の内容 に関する意見	第3章 庁舎の規模	類似団体との職員一人当たりの庁舎面積の比較 一人当たりの庁舎面積というのであれば、職員数の比較だけでなくその市の面積も比較も比較するのではないか。	ご要望として承ります。 類似団体とは、全市町村を指定都市、中核市、特別区、その他の一般市、町村に区分した中で、人口と産業構造に応じて区分した類型が同一の自治体を指し、P.25の表3.8.1に基づいて、本市と類似団体について職員一人当たりの庁舎面積を比較しています。これにより、他の類似団体の平均と比較しても本市の庁舎計画はコンパクトであることが分かります。ご指摘の通り、市域の面積で比較する方法もありますが、本市と人口や産業構造が似ている類似団体と比較する場合には、職員一人当たり庁舎面積で比較する方法が適していると考えています。	p.25
42 (12)	基本計画に直接 関係しない意見	他の施設へ の意見	ミグラランスが建設される前にきちんと話が煮詰められていなければならなかった問題で、市民はミグラランスができた段階で、全てそこに一括されると思っていた人が多い。 ミグラランスの上の階、4階のコンベンションルームがはたしてそこに必要か、それならはじめから必要なものはそちらに持って行けばよかった。	ご要望として承ります。 本市としては、①学校の耐震性の確保、②市民が直接利用される機会の多いライフイベントと関わり深い窓口機能を集約した分庁舎の建設、③災害対応活動拠点となる本庁舎の耐震性の確保の順で整備を行っています。①と②については、整備が完了したため、③本庁舎の耐震性の確保(新本庁舎の整備)に着手しましたので、ご理解いただきましますようお願いいたします。また、ミグラランス4階にあるコンベンションルームは企業等が会議・展示・研修等を開催でき、ミグラランスに賑わいをもたらし、市民の交流を促す重要な機能として必要であると考えています。	-
43 (12)	基本計画に直接 関係しない意見	他の施設へ の意見	保健センター、水道局のことが、明らかにされていない。その場しのぎにしか思えないのは、とても残念。	ご要望として承ります。 基本計画は、あくまで新本庁舎建設に向けて方針を定めていく個別施設の建設計画であり、その他の市有施設については今後の方針については記載していません。しかし、新本庁舎への執務機能の集約に伴い、空きスペースができる各施設の今後の活用方法については、別途検討を進めています。その他の市有施設については、今後、個別施設計画を策定します。	-
44 (12)	基本計画の内容 に関する意見	第5章 事業計画	債券とは聞こえのいい借金にすぎない。	今後の取組みの参考とします。 新本庁舎建設にあたっては、施設のコンパクト化と環境配慮により、建設コストと維持管理コストを可能な限り抑えようと、市の財政に有利な地方債をはじめとした事業内容に応じた基金や補助金を活用することで、財政負担の軽減に努めます。	p.44 p.45
45 (13)	基本計画の内容 に関する意見	第2章 新本庁舎整備 の方針	老朽化や耐震性能の不足、庁舎の分散等による課題は理解できるが、本来分庁舎ミグラランスこそが本庁舎として総合的に各部署を統合すべきだったと思う。 殆どミグラランスに移転している今、議会関係や災害対策本部を中心に新庁舎を建設される構えですが、それでも保健センター、万葉ホール、ミグラランスと余りにも分散されている様に思う。もっと未来性のある内容、市民にオープンな建物として、開放すべきである。	今後の取組みの参考とします。 本市のこれまでの行政機能は、本庁舎、保健福祉センター、かしはら万葉ホールなどに分散してまいりましたが、分庁舎の供用に伴い、総合窓口機能などある一定の集約化が図られました。また、新本庁舎が供用されると、クリーニングセンターかしはらなど、その場所に配置しなければ業務に支障をきたす部署を除いた33課を集約され、市民サービスを向上させることができると考えています。また、今後はナビプラザ・分庁舎・新本庁舎の3施設が一体となり、市民に親しまれる開かれた市役所として賑わいや交流を生み出し、中心市街地として一層の活性化を図りたいと考えています。	p.8～ p.10
46 (13)	基本計画の内容 に関する意見	第5章 事業計画	建設費も65億とは市民税の負担が更に大きくなる予想。高齢化、年金暮らしの市民が多くなくなった今、その負担が私達の生活を狭めていると思う。 高齢社会に適応できる、安心して生活できる確保のもとで、もっと考えて欲しいことは多くある。	今後の取組みの参考とします。 新本庁舎建設にあたっては、施設のコンパクト化と環境配慮により、建設コストと維持管理コストを可能な限り抑えようと、市の財政に有利な地方債をはじめとした事業内容に応じた基金や補助金を活用することで、財政負担の軽減に努めます。	p.44 p.45

意見No (提出者No)	意見分類	該当項目	意見内容	市の回答	該当 ページ
47 (14)	基本計画の内容 に関する意見	第2章 新本庁舎整 備の方針	議会機能・委員会機能 議会の議場は市民が傍聴に行きやすい場所として1階または2階とする。 議場に入らなくても外から見えるようにする。(例えばガラス張り等) 議員控室も全面禁煙とする。	今後の取り組みの参考とします。 基本計画においては、議会機能は低階階に配置する方針ですが、具体的な配置については、今後の設計段階において検討します。また、議場・委員会室については「独立性を保つとともに、市民に開かれた構造とする。」を整備方針とし、ご指摘いただいた内容も含め、検討を進めたいと考えています。	p.13 p.14
48 (14)	基本計画の内容 に関する意見	第2章 新本庁舎整 備の方針	傍聴機能 議場の傍聴席は50人位の席を設置し、メモを取りやすくするために椅子にテーブルを設置する。 傍聴者がトイレに行きやすくするために傍聴者用のトイレを設置する。 委員会の傍聴席に傍聴者がメモを取りやすくするためにテーブルを設置する。	今後の取り組みの参考とします。 議場・委員会室には、市民が見やすく、開きやすく、出入りしやすい傍聴席を設けたいと考えています。具体的な内容については、今後の設計段階において検討しますが、ご指摘いただいた内容を参考とさせていただきます。	p.13 p.14
49 (15)	基本計画の内容 に関する意見	第5章 事業計画	従来方式とDB方式の比較 権原市は従来方式を採用したい意向であるが、私はDB方式の方が良いと考えています。 従来方式では、「建設工事業者の独自の技術等を採用することが困難」とあります。一方、DB方式の手続きに不慣れな事業者は、参加意欲が低下する可能性がある」とあります。 (設計+建設工事)を一括で行う方が「建設工事業者の独自の技術力やノウハウを実施設計の段階から活用した工期短縮が可能」であり、より優れています。 設計に至るまでの間、権原市側と担当予定の建設工事業者との事前の入念な打ち合わせは当然のことです。 私はDB方式を推奨します。	ご要望として承ります。 ご指摘の通り、DB方式(デザインビルド方式)においては、建設工事業者の独自の技術力やノウハウを実施設計の段階から活用することで工期の短縮が可能という長所がありますが、基本設計に基づき工事予定価格を設定するため、従来方式に比べ建設工事の精度が低いとされています。また、DB方式は基本設計後に建物要求水準が確定するため、実施設計段階で市としての意向を反映させることが困難であるとも考えています。これらのことから、新本庁舎建設における事業方式については、従来方式を採用する方針です。	p.40 p.41
50 (16)	基本計画の内容 に関する意見	第2章 新本庁舎整 備の方針	防災センターとしての役割を充実させること。	今後の取り組みの参考とします。 新本庁舎に導入する機能の一つに防災拠点機能(災害対応活動拠点)があります。災害対応活動拠点として、災害時に被災状況を的確に把握し、地域の防災組織や関係機関と連携して、速やかに対応できる「災害対策本部機能」、災害時の庁舎機能の維持及び緊急生活物資や資機材等の提供を行える「ライフライン・備蓄機能」、災害時に円滑な受援のための窓口となる「受援機能」、災害時の災害対応活動、一時避難を想定した「屋外スペース」を整備し、市民の安心・安全な暮らしを支える庁舎としたいと考えています。	p.11 p.12
51 (16)	基本計画の内容 に関する意見	第2章 新本庁舎整 備の方針	全体として豪華なものを作らないこと。必要最低限の施設、設備にすること。	今後の取り組みの参考とします。 新本庁舎整備のコンセプトの一つとして、「施設のコンパクト化と環境配慮により、建設コストと維持管理コストを可能な限り抑えた庁舎」を掲げています。今後の設計段階においても、ご指摘いただいた内容に留意し、検討を進めたいと考えています。	p.8
52 (16)	基本計画の内容 に関する意見	第5章 事業計画	建設費を総額65.7億円を見込んでいるが、類似工事を見るとほとんどが当初予算を大きく上回っている。 節減に努めることは勿論だが、市の税金を有意義に使って欲しい。	今後の取り組みの参考とします。 新本庁舎建設にあたっては、施設のコンパクト化と環境配慮により、建設コストと維持管理コストを可能な限り抑えようと、市の財政に有利な地方債をはじめとした事業内容に応じた基金や補助金を活用することで、財政負担の軽減に努めます。	p.44 p.45



意見No (提出者No)	意見分類	該当項目	意見内容	市の回答	該当 ページ
53 (16)	基本計画の内容 に関する意見	第4章 新本庁舎の 基本計画	外観は、古都の風景(大和三山、藤原京など)にふさわしいものにする。	今後の取り組みの参考とします。 新本庁舎の外観については、今後の設計段階にて検討しますが、歴史・文化・自然環境と調和したデザインを施し、市民に親しまれ周囲の環境整備や景観形成に波及効果をもたらす「襷原らしさ」を有した庁舎を目指したいと考えています。	p.34 p.35
54 (16)	基本計画の内容 に関する意見	第2章 新本庁舎整 備の方針	現在の市議会傍聴用通路は最低である。高齢者、身障者等を考慮に入れた施設を作ること(エレベーター、車椅子用スペース等)	今後の取り組みの参考とします。 議場、委員会室には、市民が見やすく、聞きやすく、出入りしやすい傍聴席を設けたいと考えています。具体的な内容については、今後の設計段階において検討しますが、ご指摘いただいた内容を参考とさせていただきます。	p.13 p.14
55 (16)	基本計画の内容 に関する意見	第2章 新本庁舎整 備の方針	分庁舎の位置づけを考慮すること。 業務が分散して市民にとって不便にならないように。(ホテルを含む分庁舎建設には反対だったが、出来た物は仕方がない。建設費にふさわしい効果的な使用を考えて欲しい。本庁舎と分庁舎があまりに近すぎる。)	今後の取り組みの参考とします。 本市のこれまでの行政機能は、本庁舎、保健福祉センター、かしはら万葉ホールなどに分散してまいりましたが、分庁舎の供用に伴い、総合窓口機能など一定の集約化が図られました。また、新本庁舎が利用されると、クリンセンターかしはらなど、その場所に配置しなければ業務に支障をきたす駅以外の33課が集約され、市民サービスを向上させることができると考えています。また、今後はナビプラザ・分庁舎・新本庁舎の施設が一体となり、市民に親しまれる開かれた市役所として賑わいや交流を生み出し、中心市街地として一層の活性化を図りたいと考えています。	p.8～ p.10
56 (17)	基本計画の内容 に関する意見	第4章 新本庁舎の 基本計画	新本庁舎のコンセプト、ユニバーサルデザイン庁舎に対して 新本庁舎のデザインはまちづくりの将来ビジョン②にあるように、歴史的景観が重要であり、そのデザインはユニバーサルではなく、権原市の歴史を象徴するスペシャルなデザインを要求して、歴史のある町を表現できるような、重要なポイントと思います。	今後の取り組みの参考とします。 新本庁舎のデザインについては、今後の設計段階にて検討しますが、歴史・文化・自然環境と調和したデザインを施し、市民に親しまれ周囲の環境整備や景観形成に波及効果をもたらす「襷原らしさ」を有した庁舎を目指したいと考えています。なお、本基本計画におけるユニバーサルデザインとは、年齢・性別・障がいの有無にかかわらず、あらゆる人にとって利用しやすい庁舎を意味しています。	p.34 p.35
57 (17)	基本計画に直接 関係しない意見	まちづくりへ の意見	防災拠点機能 災害発生時に交通が遮断され、八木駅前周辺に滞在している外訪者や住民に対する誘導や広報を、八木駅名店街のマイクシステムを利用したり、ナビプラザのLEDビジョンを利用して行うよう確立し、訓練する。	ご要望として承ります。 災害発生時における市民、交通機関の麻痺による帰宅困難者及び権原市へ来訪される方などに一時的に避難できる場所を周知し、その場所まで誘導していくことは、本市として重要な課題であるとと考えています。今後、地域の皆様にもご協力をいただき、検討を進めたいと考えています。	-
58 (17)	基本計画の内容 に関する意見	第2章 新本庁舎整 備の方針	3施設の機能分担、案内図、また、八木駅前周辺だけの案内図を設置する(八木駅名店街も協力する)	今後の取り組みの参考とします。 ナビプラザ・分庁舎・新本庁舎の来訪者を分かりやすく目的の場所へ誘導する案内表示の充実度は重要であるとと考えています。案内表示については、新本庁舎のみならず分庁舎や小さい大きさやナビサインとすることで来訪者が目的の場所を認識できるよう設計段階において検討したいと考えています。	p.16
59 (18)	基本計画に関する その他の意見		現庁舎が古く、いろいろな条件で建て替えが必要だということは、説明すれば市民も納得すると思いますが、ワークショップは新分庁舎を建てる前に有識者ではなく、一般市民から募り、開催すべきであったと思います。 ここ数年、ワークショップにも参加し、あらゆる委員会、特別委員会、本会議等も出来る限り傍聴してきました。市の職員の方々の日々のご苦労も我が身に置き換えたなら、つくづく大変だなと思いますが、やはり「公」の仕事は「明」らからでなければならぬのであって(良い事、悪い事)を明確にして欲しいものです。	今後の取り組みの参考とします。 本基本計画の検討を進めるにあたり、「新本庁舎建設市民ワークショップ」を開催し、市民の皆様から広くご意見をいただきました。ワークショップに参加された方からも、「もう少し早い段階でワークショップを開催して欲しかった」「もっと回数を重ねて議論をしたい」などのご意見をいただきました。本市としては、今後進める事業について、積極的にワークショップを開催していく方針であり、開催時期や開催回数などにも留意し、市民の皆様からのご意見をいただきたいと考えています。	-

意見No. (提出者No.)	意見分類	該当項目	意見内容	市の回答	該当ページ
60 (18)	基本計画に関する他の意見		生産性に乏しい榎原市は、生産年齢人口の減少・市・地方交・国庫等が非常に脆弱と思われ る中、先に分庁舎が立ちオアープンしたものの、問題山積のまま、本庁をどうしたらいいかと問 ているのには、工事も進行中という中、納得がいかないのです。 市民は本庁舎が新設になるということで、新分庁舎の事に気持ち始めています。(ホテルの件 も含め) 市民は、点在している市の行政が「か所」に集まり、手続等の色々な手間が省けることが希望 でした。分庁舎と本庁舎に分けて建て替えられるとは、思ってもみなかった事です。 これまでの経緯を考えると、本庁舎の件も、もう既に決定されているとしか考えられませ ん。 子や孫の代まで残る建物をそう簡単に私達の代に安に遣りあげられる事は出来ないと 思います。	ご要望として承ります。 本市としては、①学校の耐震性の確保、②市民が直接利用される機会の多いライフイベントと 関わりの深い窓口機能を集約した分庁舎の建設、③災害対応活動拠点となる本庁舎の耐震 性の確保の順で整備を行う予定です。①と②については、整備が完了したため、今般、③本庁 舎の耐震性の確保(新本庁舎の整備)に着手しました。今後、もアンケート、ワークショッ プ及びパブリックコメントなどで行っていただいた市民の皆様のご意見を参考に、事業を進め ますので、ご理解いただけますようお願いいたします。	-
61 (18)	基本計画の内容に関する意見	第2章 新本庁舎整 備の方針	議会機能関係 (案)に対する意見はありますが、希望として、議会でなくても、年齢・身体に 関係なく迷惑 がかかからなく、入出できる設備にして欲しい。	今後の取組みの参考とします。 議場・委員会室には、市民が見やすく、聞きやすく、出入りしやすい傍聴席を設けたいと考 えています。具体的な内容については、今後の設計段階において検討しますが、ご指 摘いただいた内容を参考にさせていただきます。	p.13 p.14
62 (19)	基本計画の内容に関する意見	第4章 新本庁舎の 基本計画	市本庁舎建設は、庁舎老朽化や最近各地で頻繁に起こる地震や災害に鑑み、耐震基準を満 了した災害時の対応拠点となる庁舎建設は市庁舎近隣住民として理解して います。 現在行われている南館解体工事も地震かと思われ、様な騒音や振動もあ りますが、それらもすべて受け入れて います。 新本庁舎建設後になると思いますが、現在の庁舎南側の駐車場の南側フェ ンスの高上げ(目隠しのため1m位)を要望致 します。	ご要望として承ります。 新本庁舎の建設に伴い、周辺の環境に大きな影響を与えることについては、本市として重要 な課題であると考えています。今後も地域の皆様と協議・調整を行いながら、事業を進めたい と考えていますので、ご理解・ご協力いただけますようお願いいたします。	p.32
63 (20)	基本計画の内容に関する意見	第1章 新本庁舎整 備の背景	新庁舎の建設位置 近鉄大和八木駅や近鉄八木西口駅、JR畷傍駅及び道路からのアクセス性と共に街も発展し てきた。 将来、超高齢化、人口減少等により交通手段こそ重要であり、現位置で多方向性を求める。	今後の取組みの参考とします。 新本庁舎の建設に関しては、『榎原市新庁舎基本構想(平成22年)』において、「敷地形状、規 模や分庁舎の必要性など敷地単独の様態要件」や「総合計画、都市計画マスタープラン等、上 位計画や関連計画における都市構造との整合性やアクセシビリティなど、周辺環境や市全体に關 する要件」等から総合的に検討を行い、「近鉄大和八木駅や近鉄八木西口駅、JR畷傍駅及び 道路からのアクセシビリティを最大限活用できる」とも、今後の周回まちづくりを考 えるうえでも大きな役割を担う拠点として位置付けられる」などの点を評価した結果、複数の候補地から現在の 場所にて建設と決定し、市議会の了承も得ました。また、ナビプラザ・分庁舎・新本庁舎が 一体となり、市役所エリアとしての賑わいや交流を生み出し、榎原市の中心市街地として一層 の活性化を図ること、奈良県中南部地域の拠点都市としてふさわしい都市機能を備えること ができるかと考えています。	p.3

意見No (提出者No)	意見分類	該当項目	意見内容	市の回答	該当 ページ
64 (20)	基本計画に直接 関係しない意見	まちづくりへ の意見	<p>新本庁舎周辺のまちづくり 基本構想のコンセプトは理解できるが、まちづくりの将来ビジョン ①は、理解できる。 ②に関し、一段小さく書かれた(※大和八木駅周辺まちづくりに関わる市、地域団体、民間事 業者が連携し、企画、実施するイベント及び策定を指す。)に大きな問題があり、(H30.7/八木駅 周辺地区まちづくり検討委員会協議資料P.12)大和八木駅を中心としながらその核である「現 近鉄八木駅名店街協同組合」が昭和43年度に結成活動以来、市民利用者の基礎となってい るアーケードの新設、維持管理等、国、県、市の助成も求め莫大な負担と投資を重ねながら現 在今日の発展の基礎をなしたのに、それを無視したかの昨今の市政運用は大変な矛盾を発生 せしめ発酵的の声を速やかに対応すべきであり、向後に配慮すべきである。 また、H27.2.25/八木駅前側ホテル及び市役所分庁舎建設時、市は2分し賛否両論の2月臨時 議会で、賛成は市商工会議所、経済クラブ、近鉄八木駅名店街協同組合、八木駅前賑興組合 の経済4団体の代表として近鉄八木駅名店街協同組合理事長■■■■が議会で堂々と賛成 意見を展開した。それが反対意見を押しさえ、成功して今日の竣工を見た。 その商店街が無視された形態になっている。 以上の経緯と現状から、事後、八木駅を中心としたまちづくりに必要不可欠からず、核を更に 意識して早速是正を行い、将来に対処すべきである。</p>	<p>ご要望として承ります。 『大和八木駅周辺地区まちづくり基本構想(平成28年)』に掲げたまちづくりの将来ビジョンを実 現するために、効果的、計画的に事業を展開できるまちづくりの戦略として『大和八木駅周辺 地区まちづくり基本計画(平成30年)』を策定しました。まちづくり基本計画に記載された事業内 容を、今後個別事業にて実施していくこととなります。個別事業段階においては、市・市民・民 間事業者・市民活動団体等の積極的な参加・参画が不可欠であると考えています。今後も、市 の計画についてはできる限り市民の皆様へ情報を公開し、積極的に参加・参画していただける 体制を築いていきたいと考えています。</p>	-
65 (21)	基本計画の内容 に関する意見	第1章 新本庁舎整 備の背景	<p>新庁舎の建設位置 超高齢化、人口減少等将来的課題を抱えている現今、今日までまちの発展に寄与した。 意まれた利便性を今後も尊重しながら対応されたい。</p>	<p>今後の取組みの参考とします。 新本庁舎の建設に関しては、『橿原市新本庁舎基本構想(平成22年)』において、「敷地形状、 規模や既存者の必要性など敷地単独の規模要件」や「総合計画、都市計画マスタープラン等、 上位計画や関連計画における都市構造との整合性やアクセス性など、周辺環境や市全体に 関する要件」等から総合的に検討を行い、「近鉄大和八木駅や近鉄八木西口駅、JR阪伊駅及 び道路からのアクセス性を最大限活用できること」も、今後の周辺まちづくりを考えるうえでも 大きな役割を担う拠点として位置付けられるなどの点を評価した結果、複数の候補地から現 在の場所にて建替えると決定し、市議会の了承も得ました。ご指摘の通り、建設敷地の恵まれ た利便性を尊重し、本市の中心市街地として一層の活性化を図りたいと考えています。</p>	p.3
66 (21)	基本計画に直接 関係しない意見	まちづくりへ の意見	<p>新本庁舎周辺のまちづくり 将来ビジョン②に関し、別途本年7月に策定的一段小さく書かれた(※大和八木駅周辺地区ま ちづくりに関わる市、地域団体、民間事業者が連携し、企画、実施するイベント及び政策を指 す。)に関し、(H30.7/八木駅周辺地区まちづくり検討委員会協議資料P.13)2.5土地利用の方針 ②の駅前商業、住居エリアはそれまでの関係地権者等との協議を一変して、解体決定の不良 立地駐車場を補修して残存する等のグループのしわ寄せの累積と云わざるを得ない。 昭和40年代、北広場造成に二度の苦痛をもたらす等の協力者に、今日まで多年重ねた地権 者等の協議の意向と乖離する。 飽く違この計画は撤回し、予定に従い市内利用者が敬遠する屋上を始め不良、不便の理由を 公開し、速やかに立体駐車場を解体すべき。</p>	<p>ご要望として承ります。 ご指摘の内容は、大和八木駅北側のまちづくりについて、市営八木駅前北駐車場を速やかに 解体するべきとの趣旨と思われれます。市営八木駅前北駐車場は、昭和57年に建築されたから 36年経過しています。『橿原市公共施設等総合管理計画(平成28年)』において、長寿命化を 図る公共施設については、大規模改修を築後35年、建替を築後75年とする目安が示されて いることから、市営八木駅前北駐車場については、まず建物の劣化診断を実施し、その結果を 踏まえ、長寿命化を実施するか小規模な修繕に留め一定程度の耐用年数が経過した後に除 却するか、今後の方向性を決める予定です。また、大和八木駅北側エリアの全体配置計画の 検討の際には、社会情勢や交通流動の変化などに留意しながら、検討します。</p>	-
67 (22)	基本計画の内容 に関する意見	第2章 新本庁舎整 備の方針	<p>市民サービスに 関する意見</p>	<p>ご質問に回答します。 本市のこれまでの行政機能は、本庁舎、保健福祉センター、かしはら万葉ホールなどに分散し てまいりましたが、分庁舎の供用に伴い、総合窓口機能などある一定の集約化が図られました。 既に支庁をたず歩署を除いた3階が集約され、市民サービスを向上させることができると考 えています。また、ナビラザ、分庁舎・新本庁舎の3施設で機能分担を明確にすることにより、 基本的に当該施設内で対応が可能となると考えています。しかし、施設間での対応が必要と なった場合は、担当部署間で連携を密にとり、市民の皆様にご不便を感じさせないようサ ビスの提供を目指します。</p>	p.8~ p.10

意見No (提出者No)	意見分類	該当項目	意見内容	市の回答	該当 ページ
68 (22)	基本計画の内容 に関する意見	第2章 新本庁舎整 備の方針	各施設における各課配置について、上下水道部は上水道窓口を除きクリンセンターとなっているが、各課との調整等の関係上、利用事業者としては、本庁舎にある方が利便性が高いと考える。	ご要望として承ります。 ご指摘の通り、上下水道部につきましては、新本庁舎供用後も上水道窓口を除きクリンセンターからばらに配置されます。本市の水道事業につきましては、県営水道の100%受水により、現時点では、白濁配水場、一町配水場の運転管理を行っています。しかし、本市としては、健全な経営の観点から配水拠点の統合を図る方針であり、白濁配水場を廃止し、一町配水場の1箇所に集約することから、本市水道事業の最重要施設となります。また、災害発生時には、緊急運搬の作動により一町配水場の断水、通水の確認作業が必須となることから、一町配水場に徒歩でも行くことが可能であり、初期対応を迅速に行うことができる場所であるクリンセンターからばらに上下水道部を配置することは最適であると考えています。事業者等の皆様には、ご不便をおかけしますが、ご理解いただきたく思います。	p.10
69 (22)	基本計画の内容 に関する意見	第4章 新本庁舎の 基本計画	敷地2の広場について「将来、賑わい創出の場として活用」とあるが周辺の地元企業や奈良県立医科大学との連携など産官学連携した賑わい創出の場となればと考えます。	今後の取組みの参考とします。 敷地2につきましては、新本庁舎建設時には広場として活用しますが、将来的には民間の力を活用して賑わいを創出したいと考えています。今後、民間活力の導入可能性や意向調査を行っていく過程において、ご指摘いただいた内容を踏まえ、検討を進めたいと考えています。	p.32
70 (22)	基本計画の内容 に関する意見	第4章 新本庁舎の 基本計画	敷地条件について、当該敷地は国道24号と165号に囲まれ時間帯によっては恒常的に渋滞と なっているエリアである。そのため、庁舎新設にあたり、周辺の歩道・横断歩道を含めた道路 改修を計画して頂きたい。 また、分庁舎と本庁舎間の小道について狭いため、雨天時には通行が不便となっている現状 がある。あわせて検討頂きたい。	今後の取組みの参考とします。 ご指摘の通り、ナビラザ・分庁舎・新本庁舎と施設が分かれているため、各施設間の来訪者 の移動手段は重要な課題であると考えています。新本庁舎敷地の北側にある国道24号につき ましては、現在国土交通省において改修計画があり、本市としても協議、調整を行っています。 また、3施設間の移動手段についても、国道24号の整備状況を踏まえたうえで、費用対効果を 考慮し、良好なアクセスを提供できると考えています。	p.32
71 (22)	基本計画の内容 に関する意見	第5章 事業計画	建設事業者の選定について、橿原市の庁舎である観点により、地元企業の参画をお願いし、 地域活性化につなげて頂きたい。	今後の取組みの参考とします。 建設工事業者選定方式については、技術提案と価格提案を適切に評価できる総合評価落札 方式を想定しています。具体的な内容については、今後検討しますが、ご指摘いただいた内容 を参考とさせていただきます。	p.43
72 (23)	基本計画の内容 に関する意見	第4章 新本庁舎の 基本計画	新本庁舎建設に直接関係はありませんが、現本庁舎から分庁舎へ降雨時徒歩で行く際に、傘 をさすずに行けるように屋根等を付けて欲しい。(本庁舎から分庁舎へ行くアクセス方法も考え て欲しい)	今後の取組みの参考とします。 ご指摘の通り、ナビラザ・分庁舎・新本庁舎と施設が分かれているため、各施設間の来訪者 の移動手段は重要な課題であると考えています。新本庁舎敷地の北側にある国道24号につき ましては、現在国土交通省において改修計画があり、本市としても協議、調整を行っています。 移動手段については、国道24号の整備状況を踏まえたうえで、費用対効果を考慮し、良好なア クセスを提供できるよう整備を行いたいと考えています。	p.32
73 (23)	基本計画の内容 に関する意見	第5章 事業計画	新本庁舎の設計にあたり、橿原市内業者の活性化の為に、橿原市内の設計事務所を使って 欲しい。(橿原市内の設計事務所のJV含む)	今後の取組みの参考とします。 設計業者選定方式については、発注者では困難な仕様の確定や目的の達成が期待できるプロ ポーザル方式又は総合評価落札方式を想定しています。具体的な内容については、今後検討 しますが、ご指摘いただいた内容を参考とさせていただきます。	p.42
74 (23)	基本計画の内容 に関する意見	第5章 事業計画	新本庁舎の施工にあたり、橿原市内業者の活性化の為に、橿原市内の施工業者を使って欲 しい。(橿原市内の施工業者のJV含む)	今後の取組みの参考とします。 建設工事業者選定方式については、技術提案と価格提案を適切に評価できる総合評価落札 方式を想定しています。具体的な内容については、今後検討しますが、ご指摘いただいた内容 を参考とさせていただきます。	p.43

意見No. (提出者No.)	意見分類	該当項目	意見内容	市の回答	該当 ページ
75 (24)	基本計画の内容 に関する意見	第4章 新本庁舎の 基本計画	平成30年11月付 権原市新庁舎建設基本計画(案)的観点から、つまり今までの国土交通省の既成概念をベースに都市計画がされることが予想される。しかしこの既成概念から脱却、進化発展させることが必要である。 つまり、具体的には現在の容積率、建蔽率、高さ制限等を前提として構成デザインすることに とらわれず規制改革に果敢に取り組むべきである。 この着眼により建蔽率、容積率、高さ制限等の緩和を図る。権原市長に要請。 特別立法、条例変更により参加で許認可することにより建蔽率99%、容積率も900%高さ制限は20メートル前後から100m以上に上限を上げる。 その結果、東京都庁に勝るエンババヤーズペースビル並みの巨大なテナントビルが我が権原市の中心地に誕生することが可能になる。特区の試験的モデルで権原市新本庁舎と多くのテナントビル、近鉄百貨店、ホテル誘致、さらにはできるのが駐車場ホテル、コンベンションホール、コートハウス、IR(カジノ)は絶対的に誘致してはならないが権原市に生まれる。 ブランド店、最後に区分所有の個人向け、企業向けの大小のマンションが極めてお得価格で分譲、賃貸が実現する。特に商業地域であり近鉄電車の大和八木駅に徒歩5分以内と近いので空室リスクは軽減される。商業的利用価値は上がり近辺の土地の不動産価格は急上昇する。 地域指定設定は限定的、タワーの壁面は白黒の茶噺風にして、奈良時代の巨大寺院、江戸時代の美しいお城を構えて古都奈良の景観は守れる。むしろ古都奈良の観光都市のシンボルタワーとして世界に発信し権原市にインパクト効果を増強することが可能になる。	ご要望として承ります。 本市は大和都市計画区域内に位置し、「健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びに適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図られるべきこと」を基本理念とした都市計画法に基づいてまちづくりを進めています。ご指摘の内容は、都市計画の既成概念を脱却、進化発展させて権原市のシンボルタワーとするべきとの趣旨と思われれますが、都市計画法及び大和都市計画の将来像である、奈良らしい歴史的・自然的環境の維持・保全を前提に、地域活性化を図りたいと考えています。	p.31
76 (25)	基本計画の内容 に関する意見	第1章 新本庁舎整 備の背景	災害時に現庁舎は将来、東南海地震、あるいは中央構造線上の直下でマグニチュード7程度の地震が発生すると推定されていますと推定されていますと考えています。早急に新庁舎建設が必要と見做されています。	今後の取組みの参考とします。 現本庁舎は、中規模地震以上の地震発生時には倒壊し、または崩壊する可能性があります。来る大地震に備え、市民の安心・安全を確保しを支えるためにも、災害対応活動拠点としての機能を充足した新本庁舎の建設を早急に行いたいと考えています。	p.1
77 (25)	参考資料に関する 意見		モデルプランで、東駐車場から徒歩にて西方向に接続の計画があれば良いと思う。	ご要望として承ります。 ご指摘の通り、東駐車場から各施設までの移動についても重要な課題であると考えています。ナビラザ・分庁舎・新本庁舎の施設間の移動も含め、費用対効果を考慮したうえで、良好なアクセスを提供できるように整備を行いたいと考えています。	-

### (3) 参考資料

市の回答にて示している各種計画の参照先は下記の通りです。

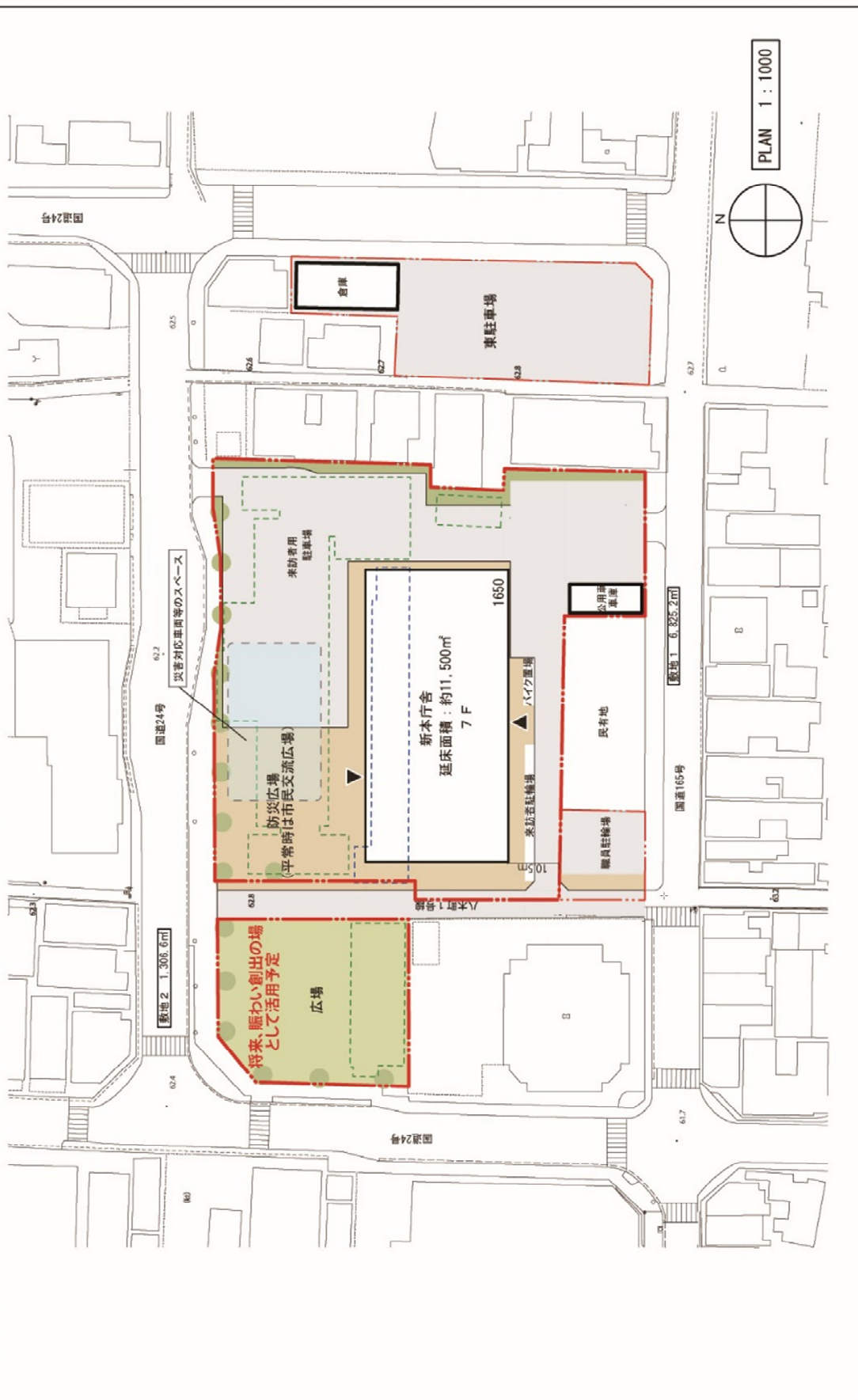
計画名	URL
・大和八木駅周辺地区まちづくり基本構想 (平成 28 年)	<a href="https://kashihara.mylocal.jp/documents/5c34bdcff1a7f00f31b17a36">https://kashihara.mylocal.jp/documents/5c34bdcff1a7f00f31b17a36</a>
・大和八木駅周辺地区まちづくり基本計画 (平成 30 年)	<a href="https://kashihara.mylocal.jp/documents/5c34bdd4f1a7f00f31b17a3e">https://kashihara.mylocal.jp/documents/5c34bdd4f1a7f00f31b17a3e</a>
・権原市新庁舎基本構想 (平成 22 年)	<a href="https://kashihara.mylocal.jp/documents/5c34be4ff1a7f00f31b17ce4">https://kashihara.mylocal.jp/documents/5c34be4ff1a7f00f31b17ce4</a>
・権原市まち・ひと・しごと創生総合戦略 (平成 28 年)	<a href="https://kashihara.mylocal.jp/documents/5c34c618f1a7f00f31b1a85a">https://kashihara.mylocal.jp/documents/5c34c618f1a7f00f31b1a85a</a>
・権原市定員管理計画 (平成 28 年)	<a href="https://kashihara.mylocal.jp/documents/5c34c668f1a7f00f31b1aaca">https://kashihara.mylocal.jp/documents/5c34c668f1a7f00f31b1aaca</a>
・第 5 次権原市行政改革大綱	<a href="https://kashihara.mylocal.jp/documents/5c34c60ef1a7f00f31b1a838">https://kashihara.mylocal.jp/documents/5c34c60ef1a7f00f31b1a838</a>
・第 3 次総合計画後期基本計画	<a href="https://kashihara.mylocal.jp/article?id=5c352484f1a7f00f31b1e8d4">https://kashihara.mylocal.jp/article?id=5c352484f1a7f00f31b1e8d4</a>
・権原市公共施設等総合管理計画 (平成 28 年)	<a href="https://kashihara.mylocal.jp/documents/5c34c610f1a7f00f31b1a843">https://kashihara.mylocal.jp/documents/5c34c610f1a7f00f31b1a843</a>

### 第3章 モデルプラン

#### 3.1. 地上7階建て案

#### 【参考資料】 モデルプラン (地上7階建て案)

※このモデルプランは基本計画を検討するために作成した図であり、新本庁舎がこの図に基づき建設されることを示した図ではありません。



### 3.2. 地上6階建て案

#### 【参考資料】 モデルプラン (地上6階建て案)

※このモデルプランは基本計画を検討するために作成した図であり、  
新本庁舎がこの図に基づき建設されることを示した図ではありません。

